

平成 28 年 3 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

3月9日

平成28年3月9日〔水曜日〕午前9時00分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第25号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第31号 江南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案第32号 江南市児童扶養手当支給条例の一部改正について

議案第33号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第35号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

教育委員会事務局

の所管に属する歳出

第2条 繰越明許費のうち

臨時福祉給付金等給付事業

市民文化会館管理事業

議案第36号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第38号 平成27年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第39号 平成28年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費のうち

福祉計画策定事業

第4条 地方債のうち

災害援護資金貸付事業

- 議案第40号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計予算  
議案第41号 平成28年度江南市横田教育文化事業特別会計予算  
議案第44号 平成28年度江南市介護保険特別会計予算  
議案第45号 平成28年度江南市後期高齢者医療特別会計予算
- 

出席委員（7名）

委員長	野下達哉君	副委員長	藤岡和俊君
委員	尾関健治君	委員	牧野圭佑君
委員	伊神克寿君	委員	掛布まち子君
委員	東猴史紘君		

欠席委員（0名）

委員外議員（0名）

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課主幹	今枝直之君
主事	徳永真明君		

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
教育長	石井悦雄君
健康福祉部長	大竹誠君
教育部長	菱田幹生君
高齢者生きがい課長	川田保君
高齢者生きがい課主幹	町野吉美君
高齢者生きがい課主査	中山綾子君
高齢者生きがい課主査	葛谷美智子君
高齢者生きがい課主査	安田裕一君

高齢者生きがい課主査	宇佐見 裕 二 君
子育て支援課長	村 井 篤 君
子育て支援課指導保育士	社 本 美恵子 君
子育て支援課主幹	鵜 飼 篤 市 君
子育て支援課副主幹	松 本 幸 司 君
子育て支援課副主幹	大 脇 信 之 君
子育て支援課副主幹	向 井 由美子 君
子育て支援センター所長	納 堂 裕 子 君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	貝 瀬 隆 志 君
福祉課主幹	仙 田 隆 志 君
福祉課主査	今 井 しのぶ 君
福祉課主査	瀬 川 雅 貴 君
福祉課主査	石 田 哲 也 君
健康づくり課長兼保健センター所長	倉 知 江理子 君
健康づくり課主幹	宮 田 昌 司 君
健康づくり課副主幹	青 山 啓 子 君
健康づくり課副主幹	長谷川 真 子 君
健康づくり課主査	須 賀 智佳子 君
保険年金課長	本 多 弘 樹 君
保険年金課主幹	前 田 茂 貴 君
保険年金課副主幹	平 野 優 子 君
保険年金課主査	岩 田 麻 里 君
保険年金課主査	齊 木 理 君
保険年金課主査	加 藤 あかね 君

教育課長兼少年センター所長	武 馬 健 之 君
教育課管理指導主事	熊 崎 規 恭 君
教育課指導主事	栗 本 周 保 君
教育課主幹	梅 本 孝 哉 君
教育課主幹	中 村 雄 一 君
教育課副主幹	横 川 幸 哉 君
教育課主査	藤 田 明 恵 君
教育課主査	岡 山 奈穂美 君

生涯学習課長	中 村 信 子 君
生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊 藤 健 司 君
生涯学習課主幹	大 塚 將 史 君
生涯学習課副主幹	安 達 則 行 君
生涯学習課主査	田 中 元 規 君

○委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

改めまして、おはようございます。

今回の議会におきまして、一般質問、議案質疑に続きまして厚生文教委員会という形で、大変皆さんには御苦勞をおかけしますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

厚生文教委員会の今回の議題につきましては、通常よりも本数的には若干少ないと思ひますけれども、当初の平成28年度の予算もしっかりとありますので、また皆さん、いろんな御意見を出していただいて、そして有意義な厚生文教委員会にしていきたいなと思ひますので、どうか皆さんの御協力のほどをよろしくお願ひ申し上げまして、御挨拶にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

当局から挨拶をお願ひいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

去る2月25日に3月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。公約で上げさせていただいている諸事項を多く取り入れておりますので、そうした点につきましてもよろしくお願ひしたいと思います。適切なる御議決をいただきまして、御決議をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

○委員長 じゃあ、これで市長さんは退席になります。

それでは、本日の委員会の日程でありますけれども、付託されております議案第25号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを初め14議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言におきましては、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されておりますので、質疑・答弁とも簡潔明瞭で、挙手の上、委員長の指名後に発言をお願い申し上げたいと思います。

主幹、副主幹の方は、担当の議案のときに出席していただいて、その間は退席していただいても結構であります。

---

**議案第25号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について**

○委員長 最初に、議案第25号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

なお、審査方法ですが、議案の内容が複数の課にまたがっておりますから、各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最初に健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 私のほうから議案第25号について御説明申し上げますので、議案書の194ページをお願いいたします。

平成28年議案第25号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく独自利用事務に係る情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の連携等のため、

所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして195ページをお願いいたします。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

196ページをお願いいたします。

中段の附則をお願いいたします。施行期日についてでございます。この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。

最初に、高齢者生きがい課の所管について御説明申し上げます。

改正内容につきましては、新旧対照表の新で説明させていただきます。

200ページをお願いいたします。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（第2条関係）でございます。第4条は、個人番号の利用範囲を規定したものでございます。

中段、別表第1（第4条関係）をお願いいたします。2の2の項を加え、執行機関を市長とし、事務につきましては、介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるものを加えるものでございます。

その下の別表第2（第4条関係）をお願いいたします。2の2の項を加え、介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定める事務を処理するために、必要な限度で利用できる特定個人情報を規定したものでございます。その情報は、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険による特定健康診査もしくは特定保健指導もしくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保健事業の実施に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報または健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるものでございます。

続きまして、202ページの43の項の改正につきましては新旧対照表の旧で説明させていただきますので、203ページをお願いいたします。

中段、別表第2（第4条関係）におきまして、はねていただきまして204



ページの下段の43の項中、中欄、事務欄の「地域支援事業」を削り、右欄の特定個人情報の欄の「地方税関係情報又は国民健康保険法による特定健康診査若しくは特定保健指導、高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業若しくは健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報」を「又は地方税関係情報」に改めるものでございます。これは、独自利用事務としての別表第1の2の2として地域支援事業を規定することに伴い、文言を整理するものでございます。

以上、高齢者生きがい課所管の条例の一部改正の説明でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員 さっと読んでよくわからないので聞くんだけど、基本的に195ページで別表第2の18のを加えると書いてありますよね。加えるということが、具体的に言うと、予防接種を受けたりして、例えば子宮頸がんワクチンを受けたりして、何人受けて、誰がこういうことがあったということをお問われたら、個人情報を出してもいいかということを決めているわけか。そういうこととは違うのか、これ。

○高齢者生きがい課長 申しわけないんですが、第2表の18条の項の次の関係ですが、健康づくり課のほうで順番に。

○牧野委員 そうか、違うんだ。

200ページで聞くと、新旧の文章をよくよく見ると、201ページの一番上、「中国残留邦人等支援給付等」という言葉だけが違うような気がするんだけど、それ以外に何か違うのか、新旧比べると。旧法と新法との文章のどこが違うのか。200ページ、201ページの文章と旧法の204ページ、205ページの文章を比べてどこが違うかというのと、私は「中国残留邦人等支援給付等」という言葉が違うだけな気がするんだけど、それ以外に何が違うんですか。

○高齢者生きがい課長 そのとおりで、その言葉を入れたと。

○牧野委員 今後こういう条例改正をするときは、この文言を加えましたとかなんか、わりやすく言ってもらいたいんだけど、これを読むだけで10分

ぐらいかかるんで、そういうことなんだよね。

○委員長 そのほか委員さん、どうですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑が尽きたようでございます。

続きまして、福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 続きまして、福祉課所管について御説明を申し上げます。

改正内容につきましては新旧対照表の旧のほうで説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の203ページの下段をお願いいたします。

第2条の改正に係る別表第2（第4条関係）でございます。福祉課所管の15の事務につきましては、先ほど高齢者生きがい課で説明がございましたけれども、同じ別表第2に高齢者生きがい課所管の2の2の事務が追加されたことに伴いまして、特定個人情報の欄の「国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律」の後に括弧書きをされております下線部分の公布年及び法律番号をそれぞれ削るものでございます。

福祉課の所管は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて健康づくり課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、続きまして健康づくり課所管について御説明をさせていただきます。

197ページをお願いいたします。

別表第2（第4条関係）の18の項の次に18の2を加えるものでございます。これは、予防接種を受けた者に対する事故の災害補償に関する事務を進めるに当たって必要となります特別児童扶養手当等以下の項目につきまして、特定個人情報として加えるものでございます。市がみずからの行政措置に基づ

いて実施をします任意の予防接種を受けた方が死亡または身体障害をこうむった場合に、定期の予防接種において行われる健康被害救済給付に準じて給付の支給をするために、その支払い事務に際して必要とするものでございます。

次に、31の項の次に31の2を加えるものでございます。197ページの最下段から198ページをお願いいたします。予防接種の実施に関する事務を進めるに当たって必要となります障害者関係情報または予防接種の実施に関する情報を、特定個人情報として加えるものでございます。これは、定期の高齢者用肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ予防接種の対象となります60歳以上65歳未満の障害者関係情報が必要になること、また他の市町村が実施しました任意の予防接種履歴に関する情報が必要となることから、これらの情報の連携を行うために改正をするものでございます。

なお、予防接種の実施に関する事務では、定期の予防接種に関しましては、当該事務については法定事務であるために、情報連携を行うための条例で定める必要はなく、それ以外のものにつきまして今回改正をするものでございます。

健康づくり課の所管については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　ちょっと今最後の説明のところがいまいち理解できなかったのので、定期接種というのは市が行う任意の予防接種じゃないので、情報連携の必要がないので市の条例では定めないとされたのを、ちょっと詳しく説明していただきたいなど。

○健康づくり課副主幹　主務省令で定期の予防接種は情報連携ができるという事務になっているものですから、独自利用で加えなくてもいいというふうな形となっています。

○掛布委員　今言われた言葉がちょっとわからなかった。

○健康づくり課副主幹　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で主務省令というのが決められていまして、そこに定

められている事務というのは、ここに上げなくてもいいというふうな形になっているということですよ。

○掛布委員　法律のほうでもう定められているので、市として定めなくてもいいよということなんですね。

○健康福祉部長　もともとは本法のほうで第1表、第2表に準じた表があります。そちらのほうにおいて、今の定期接種など、法定によるそういう接種などはもう既に法律があるんですが、その時点で既に想定されておる連携事務についてもそちらのほうで網羅されておりますので、条例のほうで定めるのは、それに網羅されていない、先ほど独自利用事務という言葉もありましたけれども、独自にやる事務、こちらのほうに網羅されていない事務について条例のほうで上げていくということになりますので、それで今回、9月に条例を定めて12月、3月ということで結構改正が多いんですが、要はそういう独自の事務がだんだん、結局、思ったより多かったと。想定外の事務が私どもが想定した事務より多かったもんですから、後で改正、改正というような形でつけ加えているというような事態になっているということでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時18分　休　憩

午前9時18分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第25号を挙手により採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数ということでございますので、よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号 江南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第31号 江南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 では、私のほうから議案第31号につきまして御説明申し上げますので、議案書の313ページをお願いいたします。

平成28年議案第31号 江南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

江南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしまして、平成28年4月に小規模な通所介護が県の所管から市の所管する地域密着型サービスへ移行されることに伴い、運営基準等について所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして314ページをお願いいたします。

江南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、315ページをお願いいたします。

江南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

内容といたしましては、第4条、人員、設備及び運営に関する基準中「第17条第2項の次」に「、第36条第2項、第40条の15第2項」を加えるものでございます。第4条は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準についての規定でございます。

厚生労働省令で定める基準を本市の基準とするものでございますが、指定地域密着型サービス事業者の利用者に対するサービス提供等の記録の保存期

間につきましては、省令では保存期間を2年としているところ、5年とする市の独自基準を設けているものでございます。平成28年4月より小規模な通所介護が地域密着型サービスへ移行することに伴い、地域密着型通所介護サービスの記録の整理、これが第36条第2項、指定療養通所介護サービスの記録の整理、省令第40条の15第2項につきましても、利用者に対するサービス提供等の記録の保存期間を5年とするものでございます。

314ページにお戻りいただきたいと思えます。

附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第31号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　そもそも論で313ページの提案理由ですけど、県の所管する小規模な通所介護が市の所管する地域密着型サービスへ移行すると。この移行とは、具体的にどういうことを移行というんですか。

○高齢者生きがい課長　今回、省令の改正によりまして、定員が18名以下につきましては地域密着型、簡単に言えば市のほうが指定等を行うという形になります。その関係で、県のほうから通所介護の事業所の関係が江南市のほうへ来るという内容でございます。

○牧野委員　そうすると、経営者はそのままなんだけれども、通所介護のね。けれど、規模が小さいから、市の条例というのか、こういうものに基づいて運用しなさいということによって、保存期間を2年じゃなしに5年にするんだよということを決めたということですかね。

○高齢者生きがい課長　そのとおりでございます。

○掛布委員　そもそも私もそもそも論を聞くんですけども、平成28年4月1日から県から市へ移行するのは、何が変わったからそういうことになる、何を根拠として地域密着に移行するのかというところがちょっとわからないので教えてほしいんです。

○高齢者生きがい課長　そもそもと言われますとなかなかあれなんですけれ

ども、国のほうからの省令の中で決まってきたという内容でございます。

○掛布委員　　済みません、もうちょっと具体的なことをお聞きするんですけど、18人以下の小規模の通所サービスというふうで、以前いただいた一覧表でいくと8つあるんですね。それで、一般質問で藤岡議員がやられたのを聞いていたら、今、市内に7つあって、5個は地域密着にオーケーだけど、1個はもう廃止だよと。もう1つは検討中だよという答弁があったんですけど、自動的に移行しちゃうと思っていたんですけど、検討中だよというのはどういうことなのかということと、8個あるうちのどれが廃止で、どれが移行するのかというのを、ちょっと具体的に差し支えなければ名前で教えてほしいなと思います。

○高齢者生きがい課長　　答弁のほうが一般質問でありましたけれども、今現在、移行する事業所としては7カ所ございます。藤が丘デイサービスセンター、デイサービスセンターなご家江南サービス、なかむら・パワーリハビリセンター2、オリーブ倶楽部、デイサービスセンターえんの里愛岐大橋店、それからデイサービス日和、福祉の杜よつばデイサービスセンターの7つで、先ほど言われましたように、休止を考慮しておるところというのはデイサービスセンターえんの里愛岐大橋店、ちょうど5差路のところ、般若のところですね、ある。それから検討中が、オリーブ倶楽部が検討中という形になっております。先ほど言われましたように、基本的にはみなし更新という形になりますけれども、県のほうに3月31日までにその旨を連絡する、申し出るという形で、みなしから外れるという形になります。

○掛布委員　　市が要するに指導監督ということになっていくんですけど、市内の人限定の施設になると思うんですけども、今現在、市外から、一宮市とか隣の大口町、扶桑町から通っている人もいると思うんですけど、そういう方はどうなるんですか。

○高齢者生きがい課長　　今入ってみえる方というか、御利用いただいている方はそのままですね。そのタイミングまでですね、やめられるというか。継続して可能であるというふうです。

○掛布委員　　市に移ることによって施設側の負担というんですか、どこが変わるのかなというのがいまいまいちよくわからないんですけど、市民が利用でき

る、市民限定になるのかならないのかというぐらいしか余りわからないんですけど、監督者が県から市にかわることで大きく変わるということは別段ないと考えればいいわけですか。

○高齢者生きがい課長 管轄が県から市という形でかわるだけで、内容については変わらないという形です。

○委員長 そのほかありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時31分 休憩

午前9時31分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第32号 江南市児童扶養手当支給条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第32号 江南市児童扶養手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○子育て支援課長 議案第32号 江南市児童扶養手当支給条例の一部改正についてでございます。

議案書の316ページをお願いいたします。

議案第32号 江南市児童扶養手当支給条例の一部改正についてでございます。

江南市児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める



ものでございます。

提案理由といたしましては、学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして317ページをお願いいたします。

江南市児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、318ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。

第2条に規定いたします児童の定義につきまして、児童扶養手当の支給対象となる児童とは、18歳到達年度の末日以後引き続いて小・中学校に在学する者を含むとしておりますが、この小学校、中学校につきまして、このたびの学校教育法の一部改正において規定されました義務教育学校の課程を含むと改めるものでございます。

317ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　基本的には、学校教育法が変わったので表記の仕方が変わったということは理解しました。ちょっと関連で、直接じゃない、関連で質問したいんだけど、児童扶養手当を出すんだけど、別個に児童手当とか、その子が障害があった場合は障害児福祉手当、こういう手当がいろいろあるんだけど、それはそれぞれ条件がはまれば扶養手当も児童手当も障害児福祉手当も出るものなのか、何か一本に絞られているのか、ちょっと関連質問で聞きたいんですが。

○子育て支援課長　児童扶養手当、児童手当、それから障害の関係につきましてはちょっと福祉課でございますので承知していません部分がありますけれども、児童扶養手当は基本的にはひとり親家庭への手当でございますので、児童手当は子供そのものに対する手当でございますので、支給要件がそもそ

も違うということで、どちらが優先、どちらが優先じゃないということではなくて、資格要件にはまれば両方出るということになります。

○牧野委員　それはわかりました。

別個に、その子供が、特別支援学校と入っているもんだから気になって、お母さんに育てられている子供で、小学校1年生で、なおかつ障害児だった場合は、ぽんぽんぽんと3つ出るかということも聞いたんだけど、それは。

○子育て支援課長　児童扶養手当の支給要件の中に、1つ、障害年金に絡む支給要件がありまして、親が障害年金の受給資格があると、児童扶養手当と障害年金とどちらが高いかということの比較の中でその差額を出すということはありませんけれども、子供そのものが障害要件として、その障害の要件とする何らかの手当との関連はちょっと明確にはお答えできません。

○牧野委員　扶養手当は結構大きいんだけど、金額が。児童手当より障害児福祉手当のほうが大きいもんだから、これはどういうふうになるのかなと。まあ、これはいいです。これと直接関係ないんだけど、手当がいっぱいあるもんだから、どういうふうに絡むのかなと聞いたんだけど、文言とは関係ないので、また別個の機会にでもお聞きいたします。

○委員長　この案件につきまして、そのほか質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時38分　休　憩

午前9時38分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第32号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 議案第33号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部 改正について

○委員長 続きますして、議案第33号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案第33号につきまして御説明申し上げますので、議案書の319ページをお願いしたいと思います。

平成28年議案第33号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由でございますが、学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして320ページをお願いしたいと思います。

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(案)でございます。

改正内容につきましては新旧対照表で御説明申し上げますので、321ページをお願いしたいと思います。

江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表でございます。

第2条は、受給資格者についての規定でございます。第1項の第1号におきまして、配偶者のない女子で18歳以下の者を現に扶養しているものと規定しており、18歳到達年度の末日以後引き続いて小学校、中学校に在学中する者を現に扶養しているものも受給資格者となりますが、この小学校、中学校につきまして、学校教育法の一部改正において規定されました義務教育学校の課程を含むよう改めるものでございます。

恐れ入りますが、320ページにお戻りをいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第33号の説明を終わらせていただきます。なお、補足説明はございません。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時41分　休　憩

午前9時41分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第33号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第35号　平成27年度江南市一般会計補正予算（第5号）**

**第1条　歳入歳出予算の補正のうち**

**健康福祉部**

の所管に属する歳入歳出

**教育委員会事務局**

の所管に属する歳出

**第2条　繰越明許費のうち**

**臨時福祉給付金等給付事業**

**市民文化会館管理事業**

○委員長　続きまして、議案第35号　平成27年度江南市一般会計補正予算（第5号）、第1条　歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部の所管に属する歳入歳出、教育委員会事務局の所管に属する歳出、第2条　繰越明許費の

うち、臨時福祉給付金等給付事業、市民文化会館管理事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最初に、健康福祉部子育て支援課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 議案書の341ページ、342ページをお願いいたします。

平成27年度江南市一般会計補正予算（第5号）のうち、子育て支援課の所管の予算について説明をいたします。

341ページ、342ページは、子育て支援課所管の歳入でございます。

13款1項1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金の児童手当費負担金462万4,000円でございます。

はねていただきまして343ページ、344ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金の児童手当費負担金70万8,000円でございます。

続きまして349ページ、350ページをお願いいたします。

子育て支援課所管の歳出でございます。

3款2項1目子育て支援費で、補正予算額は604万円でございます。

内容につきましては、350ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

児童・遺児手当等事業におきまして、児童手当の支給額の見込みが支給対象児童数の増加などにより当初予算額を上回るため、604万円の補正をお願いするものでございます。

なお、この事業に対しましては特定財源として国庫負担金及び県負担金が措置されますので、先ほど御説明いたしました歳入予算に計上しております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 お聞きしたような気もするんですけども、児童数がふえた理

由というのは何でしたでしょうか。

○子育て支援課長 児童数がふえた理由までは少し分析ができておりませんが、平成27年度の当初予算の積算時と比べて、3歳から小学校6年生までの第1子、第2子が対象となる手当が1万円なんですけれども、その受給者が少し増加をしております。その一方で、3歳未満、こちらは1万5,000円の手当がいただける方ですけれども、3歳未満の方及び中学生の方、こちらは一律1万円の手当でございますが、この3歳未満と中学生で若干の減をしております。差し引きとしては若干の増加ということで、今回、補正予算をお願いしたものでございます。

○委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、福祉課所管の補正予算について御説明をいたします。

歳出について御説明をいたしますので、議案書の351ページ、352ページの下段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は2億6,801万1,000円でございます。

内容につきましては、352ページの説明欄をごらんいただきますようお願いをいたします。

臨時福祉給付金等給付事業で2億6,801万1,000円の補正をお願いするものでございます。これは国の補正予算成立を受けまして、アベノミクス効果による賃金引き上げの恩恵を受けにくい低所得の高齢者に対しまして、年金生活者等支援給付金を給付するものでございます。

なお、この事業費の増額分に対しましては、全額、国庫補助金が財源措置されますので、歳入予算に計上をしております。

はねていただきまして354ページの最上段をお願いいたします。

年度内に事業を完了することができないため、費用の全額について繰越明

許費をお願いするものでございます。

次に、別冊になります平成27年度3月補正予算説明資料をお願いいたします。

9ページでございます。9ページに臨時福祉給付金等給付事業の概要を掲げておりますので、あわせて御参照いただきますようお願いいたします。

なお、今年度当初予算に掲げました臨時福祉給付金は、2月29日をもって申請受け付けを終了しております。最終的な申請状況は、対象見込み者数1万5,018人に対しまして支給人数1万3,199人で、申請率は87.9%でございました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　今回の支給対象者が高齢者だけなので8,200人ということで、先ほど平成27年度の臨時福祉給付金の実際に支給を受けられた方が1万3,199人とあったわけですが、この差というのはどういう方ということになるのでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　予算説明資料の中で対象者を8,200人という形で定めておりますけれども、こちらの根拠になりますのが、この支給人数として、先ほど申し上げました1万3,199人の中から今回の支給要件となります年齢要件で抽出をいたしました人数が約7,900人でございます。金額が今回の場合は3万円と多いですので、臨時福祉給付金のほうで未支給となった方の中にも申請者が出てくるだろうというところで、300人という余裕を見まして8,200人としたところでございます。

○掛布委員　申請しなかった人も今回の3万円はちゃんと申請されるだろうということですね。

それと、非常に事務作業とかが大変な感じで、352ページのところにも時間外手当が269万円もついておりますし、354ページの中ほどには人材派遣手数料ということで691万6,000円ついてるんですけども、この時間外手当というのは合計何時間になるのかということと、人材派遣って、何人を人材派遣で雇われるというか、これにかけられるのかなということをお聞きした

いです。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　まず職員の時間外手当でございますけれども、補正予算の中で1,186時間を見込んでおります。それから人材派遣の分の手数料でございますけれども、人工という表現になりますけれども、486人工を見込んでおります。

○牧野委員　　この人数の算定の仕方が、ちょっと話は変わるんですけど、新年度予算の説明資料の24ページを見ますと、またこれは違う人数が出てくるんですけど、ちょっとこれは先走りの質問かな、この人数の設定って、また臨時福祉給付金をこの平成28年10月に、この5月にやって、10月にやりますよね。その人数算定もまたぱっぱと出てきているんですけど、みんなばらばらで違うんで、でも、これはここの質問ではないのかな。

○委員長　　牧野委員の言われたいことは、この対象人数のことですね。

○牧野委員　　そうそう。対象人数が8,200人が1万三千云々から出てきて、また今度、秋はまた違う人数が算定されてくるものだから、みんな根拠はあるんだろうけど、そのときに聞けばいいわな。

○委員長　　そうだね。今回は掛布委員が質問したことに対する答弁だったですから、その人数ということで。

○牧野委員　　何か記事になるような文章の質問と答えがあったほうがいような気がするんですけど、どういうふうにしたらいかががわからないんだわ。委員会で何もやらずに通っちゃったことになっちゃう。

○委員長　　ちょっと暫時休憩しますね。

午前9時55分　　休　憩

午前9時58分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きますが、掛布委員の先ほどの質問の人数については当局で説明をしていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか質疑ありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、続いて健康づくり課について審査をします。



当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　健康づくり課の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

まず歳入についての御説明をいたします。

議案書の343ページをお願いいたします。

19款5項2目雑入で、補正予算額は16万2,000円でございます。

内容につきましては344ページ中段になります。こちらをごらんください。

12節雑入でございます。説明欄につきまして、健康づくり課所管、後期高齢者医療制度歯科健康診査補助金でございます。これは、愛知県後期高齢者医療広域連合におきまして、平成27年度愛知県後期高齢者医療制度歯科健康診査補助金が平成28年2月に補正予算として成立されたことを受けまして、江南市で実施をしております節目年齢歯科健康診査の一部が対象となるため、予算の計上をするものでございます。後期高齢者医療受給者に対しまして実施しました歯科健康診査に係る事業費の3分の1に当たります16万2,000円を特定財源として歳入予算に計上をしております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

議案書の353ページをお願いいたします。

4款1項1目健康づくり費でございます。補正予算額は5万1,000円の減額でございます。

内容につきましては354ページをごらんください。

節目年齢歯科健康診査事業で5万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。節目年齢歯科健康診査は、健診期間を7月1日から10月31日までとしており、既に支払いを済ませております役務費及び委託料の減額補正をお願いするものでございます。

なお、予算1,575人分の受診者予定に対しまして受診者数は1,570人ございました。

以上で健康づくり課の補正予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員 354ページの一番下に節目年齢歯科健康診査委託料、多分これは歯医者さんだと思うんですけど、その下の入力委託料というのは健康保険組合はどこへ払っているんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 入力委託料は別に委託契約を結んでおりまして、今年度は株式会社インテック中部地区本部との契約となっております。1件当たりの入力委託料単価は41.04円という形で支払いをしております。

○掛布委員 今、節目年齢の1,575人の対象者に対して実際に歯科健診を受けられた方が1,570人というのは、すごい確率のすばらしい成績だなと思ったんですけど、これは節目年齢の中の後期高齢者の方ということですね。ほかの節目の方はこんなぐあいにはいかない、どうだったんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 受診者数に関しましては全受診者数を述べさせていただいておりますので、40歳から75歳までの5歳ごとの節目年齢者全員で1,570件となっております。

○委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて高齢者生きがい課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 平成27年度江南市一般会計補正予算（第5号）における高齢者生きがい課の所管の補正予算につきまして、議案書の該当ページ数を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

議案書の349ページ、350ページの上段をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目高齢者福祉費でございます。補正予算額は191万円でございます。

内容につきましては、350ページの説明欄をお願いいたします。

介護保険財務事務事業、介護保険特別会計繰出金事業として191万円の補正をお願いするものでございます。これは、議案第38号 平成27年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）に掲げております介護給付費等返納事業に係る繰出金でございます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて保険年金課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案書の349ページ、350ページをお願いしたいと思います。

上段にございます3款1項3目社会保障費でございます。所管は保険年金課で、補正予算額は3,711万円でございます。

内容につきましては、右側350ページの説明欄をごらんいただきたいと存じます。

保険推進事業で3,711万円の補正をお願いするものでございます。国民健康保険特別会計繰出金のうち、国保財政安定化支援事業繰出金につきましては、保険者の責めに帰することができない特別な事情による国保財政の負担増につきまして、一般会計から国民健康保険特別会計に対して繰り出すことが認められている繰出金でございます。保険者の責めに帰することができない特別な事情といたしましては、被保険者の保険税負担能力が不足していること、病院の病床数が多いこと、被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていることの3つになっております。平成26年度までは3つ目の被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていることのみが該当しておりましたが、軽減世帯の割合がふえたことで、平成27年度は被保険者の保険税負担能力が特に不足していることの特別な事情に新たに該当となりましたことから、補正をお願いするものでございます。

なお、繰出金の補正予算額3,711万円につきましては、全額、普通交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 要するに、低所得の国保の加入者の割合がふえたために国保財政安定化支援事業の繰出金がふえたということなんですけれども、この3,711万円の出に相当する入というのは地方交付税ということになると、この補正予算の中ではどこに当たるわけでしょうか。

○保険年金課長 今委員のほうから御紹介いただきましたように、今回、一般会計のほうから特別会計のほうに3,711万円繰り出すということでございますけれども、一般財源ということでありましてけれども、先ほど申し上げましたように、基準財政需要額のほうに全額算入されるということで、平成27年度は交付税の算定がもう済んでおりますので、恐らく平成28年度の交付税にはね返ってくるものと思われましてけれども、そういったことで、今回、普通交付税のこの部分に関する補正はやられておらないということになります。

○掛布委員 そうすると、これまでは年齢構成が高いというのだったんですけど、要件が1個ふえたということで、これまでの国保財政安定化支援事業へ充てるための繰出金とどれだけ、平成26年までと平成27年とどれだけふえたんでしょうか。

○保険年金課長 平成26年度の国保財政安定化支援事業の繰出金につきましては、今御紹介いただきましたように、年齢構成が高齢者に偏っているということで、3,660万3,000円の繰り出しが認められておりました。今回は、その平成27年度の年齢構成が高齢者に偏っている分というのが2,739万3,000円ということでございます。それから軽減の世帯が多いということで繰り出せる金額が4,635万円の合計7,374万3,000円ということになります。前年の3,660万3,000円に対しまして7,374万3,000円にふえましたので、増額は3,714万円、前年度と比べて繰出金全体としては3,714万円ふえたということが言えると思います。

○委員長 そのほか質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続きまして教育委員会事務局生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長　それでは、生涯学習課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の361ページ、362ページをお願いいたします。

10款4項2目文化交流費でございます。補正予算額は802万6,000円でございます。

内容につきましては、362ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

市民文化会館管理運営事業は、市民文化会館のネットワーク監視カメラ設備機器につきまして、現在設置されております市民文化会館の館内監視カメラが老朽化により故障し、取りかえる必要が生じたため、802万6,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、年度内に事業の完了が見込めないため、全額、繰越明許をお願いするものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊神委員　これは何台でしたか。

○生涯学習課長　大ホールのカメラが1台、モニターが8台、小ホールのカメラが1台、モニターが2台、ロビー1階・2階カメラ各1台ずつ、歴史民俗資料館のほうでカメラが13台、あと展示室にカメラが1台でございます。

○牧野委員　これってずうっと記録しておくのか、ある期間で消えちゃうのか。それとなく藤岡さんが言っていたけど、盗聴というのか、ほかへデータがどんどん流れる防止というのと、保存期間とその防止について一度確認を。

○生涯学習課長　館内はネットワーク監視カメラなんですが、ケーブルでつながっておりまして、インターネット等で流出するようなことはないということでございます。

録画機能ですが、録画は、ホールについては舞台上を撮影しますので、著作権の関係でホールについては録画機能はありません。あと、館内ロビー等の監視につきましては録画機能はありますが、それは順次更新していくとい

うこととございますので、パソコン等に保存される、レコーダー等に保存されるということですので、必要がなくなれば更新をしていくと。

○委員長 そのほか質疑ありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時15分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第35号を挙手により採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第36号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第36号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第36号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の363ページをお願いしたいと思います。

平成28年議案第36号 平成27年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成27年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補

正」によるものでございます。第1表につきましては364ページに掲げてございますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして368ページ、369ページをお願いいたします。

今回の補正予算の財源となります歳入でございます。

8款1項1目一般会計繰入金で、補正予算額は3,711万円でございます。国保財政安定化支援事業繰入金3,711万円の増額に伴い、財源調整を行うものでございます。

はねていただきまして370ページ、371ページをお願いいたしたいと思いません。

歳出でございます。

こちらは歳入予算の増減に伴いまして、2款1項1目療養諸費の保険給付事業の財源更正をお願いするものでございます。

以上で議案第36号の説明を終わらせていただきます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　先ほど増額になった財政安定化支援事業の繰入金を繰越金に入れてきているわけですが、いろいろな保険の給付事業の額は、ただ財源更正だけで、増額になってないんですけれども、ちょっとインフルエンザがこの冬は大分おくれて出てきたので、そのインフルエンザの影響がまだはっきり定かではないと思うんですけれども、今のところやりくりの見通しというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○保険年金課長　今回の一般質問で森議員さんのほうから少し御紹介いただいたんですけれども、平成28年度の予算もそうなんですけれども、過去5年間の伸び率に対しまして若干上乘せをして、それは今委員から御紹介いただいたように、突発的なインフルエンザなどに備えてということで、ここ数年、3%とか3.5%とか、そういった伸びで来ておりますけれども、予算を組んで出るときには5%、一応安全圏を見て予算のほうを組んでおります。1月から2月にかけてインフルエンザのほう、現在もまだはやっておるといことでございまして、まだそちらの支払いのほうははっきりいたしておりませ

るので何とも言えない状況ではありますけれども、そういったことで若干余裕を見て予算を組んでございますので、それを超えるということはないというふうに考えております。

○委員長 そのほか質疑ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休 憩

午前10時20分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第36号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第38号 平成27年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○委員長 続きまして、議案第38号 平成27年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 議案第38号につきまして御説明申し上げますので、議案書の374ページをお願いいたします。

平成28年議案第38号 平成27年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成27年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,501万円とするものでございます。



第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。第1表につきましては375ページに掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

376ページから378ページにかけてまして歳入歳出補正予算事項別明細書を掲げております。後ほど御参照いただきたいと思います。

続きまして379ページ、380ページをお願いいたします。

今回の補正予算の財源であります歳入予算でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金及び5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましては、財源調整をさせていただくもので、3款、5款における歳入の総額には増減はございません。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金で、事務費繰入金として191万円を一般会計より繰り入れるものでございます。

続きまして、補正予算の出の内容を説明させていただきますので、381ページ、382ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。

今回の補正予算で、2款保険給付費におきまして、当初見込みから予算に不足が見込まれる事業について増額をお願いいたしますが、現段階で予算に余裕が見込まれる事業から減額をお願いいたして、予算更正をさせていただくものでございます。保険給付費の総額に増減はございません。

381ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費でございます。

内容につきましては、382ページから384ページの説明欄をごらんいただきたいと思います。

介護保険居宅サービス等給付事業の居宅介護サービス給付事業において1億1,400万円の減額をお願いするものでございます。続きまして、居宅介護サービス計画給付事業において2,300万円の増額をお願いするものでございます。介護保険施設サービス給付事業の施設介護サービス給付事業において

9,100万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして383ページ、6款諸支出金をお願いいたします。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金及び還付加算金で  
ございます。補正予算額は191万円でございます。これは、平成26年度介護  
保険システム改修委託事業における事務費国庫交付金の返納金の支払いに係  
る191万円の補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、384ページをごらんいただきたいと思います。

介護保険財務事務事業の介護給付費等返納事業において191万円の補正を  
お願いするものでございます。このシステムの返納金の内容でございますけ  
れども、平成26年度介護保険システム改修委託事業において、その財源とし  
て事業費の2分の1の補正額である335万7,000円の事務費国庫交付金を交付  
されましたが、実績においてシステム改修事業費が289万4,400円と確定し、  
事務費国庫交付金190万9,800円の返納が生じたことにより、補正を計上させ  
ていただいたものでございます。

以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしくお願いいた  
します。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし  
ます。

暫時休憩します。

午前10時28分 休 憩

午前10時28分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第38号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ござ  
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま  
した。

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**議案第39号 平成28年度江南市一般会計予算**

**第1条 歳入歳出予算のうち**

**健康福祉部**

**教育委員会事務局**

**の所管に属する歳入歳出**

**第2条 継続費のうち**

**福祉計画策定事業**

**第4条 地方債のうち**

**災害援護資金貸付事業**

○委員長 続いて、議案第39号 平成28年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、健康福祉部、教育委員会事務局の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費のうち、福祉計画策定事業、第4条 地方債のうち、災害援護資金貸付事業を議題とします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 高齢者生きがい課の所管の当初予算につきまして、予算書の該当ページ数を御説明しますので、よろしく願いいたします。

最初に、歳入でございます。

予算書の16ページ、17ページをお願いいたします。

下段でございます。11款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の老人ホーム措置費負担金でございます。

次に18ページ、19ページの中段をお願いいたします。

12款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料の高齢者生きがい課の福祉センター目的外使用料（食堂施設）、福祉センター等目的外使用料（電柱）の2件でございます。

次に26ページ、27ページをお願いいたします。

上段でございますが、12款2項2目民生手数料、1節社会福祉手数料、高齢者生きがい課の高齢者ホームヘルパー派遣手数料から生活支援短期宿泊事業手数料までの3件でございます。

次に28ページ、29ページをお願いいたします。

中段でございます。13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉負担金、高齢者生きがい課の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に36ページ、37ページをお願いいたします。

中段でございます。14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、高齢者生きがい課の低所得者保険料軽減負担金でございます。

はねていただきまして38ページ、39ページをお願いいたします。

中段でございます。14款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、高齢者生きがい課の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金と老人クラブ助成費補助金の2件でございます。

次に44ページ、45ページをお願いいたします。

下段でございます。15款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料、高齢者生きがい課の老人福祉センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

160ページ、161ページをお願いいたします。

下段でございます。3款1項1目高齢者福祉費でございます。161ページの説明欄の人件費等から170ページ、171ページの上段の特別敬老事業までの29事業でございます。

以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 牧野委員 165ページで、一番最初の緊急通報装置設置事業582万6,000円で、過去に何台あって、年間維持費が幾らで、今度は何台設置という、ちょっとそこら辺の計画を教えてください。
- 高齢者生きがい課長 平成28年度につきましては656人の方に対しまして、緊急通報装置、単価740円掛ける12月分という形で582万6,000円になるというものでございます。
- 牧野委員 ということは、656人、今までにずうっとあって、多分この中に新規需要も少しは見込んでいるんじゃないんですか。それがどれぐらいなんでしょうか。
- 高齢者生きがい課長 後で答弁のほうをさせていただきます。
- 牧野委員 同じ165ページで下段、生活支援訪問事業ということで委託料、業務委託料というんですけど、この業務委託料の内容というのが、どこへの505万9,000円を払っているのか、ちょっと内容を知りたいんですが。
- 高齢者生きがい課長 これにつきましては、こちらのほうにも書いてありますけれども、家事援助としまして2,200時間の予算を組みまして、身体介護として30時間分の数字を計上しております。その場合の家事の単価が2,106円、それから身体介護のほうは3,697円で計算をするものでございます。
- 委員長 もう1点の質問は、どこにこれはというお話があったと思いますが、委員のほうからは。支払い先です。
- 高齢者生きがい課長 社会福祉協議会のほうにお支払いしております。
- 牧野委員 聞き間違えか、身体介護が30時間といたら、月2時間で1人で1年分ということですか。対象人数が余りに少ないんで、対象人数をちょっと聞きたいんです。
- 高齢者生きがい課長 自立の身体介護という形ですので、体の調子が悪い方ですと、ここで介護保険の関係とも兼ね合いがありますので、精査していきますという形になるという形で御理解をお願いしたいんですが。
- 伊神委員 さっきの165ページの牧野さんのところの緊急通報装置設置事業で、これは低所得の人に装置を設置するんだけど、低所得者でない人がもし欲しいといった場合は買えるんですか。
- 高齢者生きがい課長 その方の家庭状況、おひとり暮らしとか、そういう

条件はもちろんございますけれども、低所得者じゃない方につきましては、今、1月740円の実費でという形になります。

○伊神委員 740円を出せば、ひとり暮らしであればつけてくれるわけですか。

○高齢者生きがい課長 740円は月額ですので12月分になりますけれども、緊急通報装置がつくという形になります。

○委員長 ちょっと暫時休憩させていただいていいですか。

午前10時55分 休 憩

午前11時03分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊神委員の購入費について再度答弁を求めます。

○高齢者生きがい課長 平成28年度、平成27年度の途中からですが、740円単価の656人、12月分という形で委託料のほうを平成28年度予算は組ませていただいております。それで平成27年度と比較いたしますと、委託料につきまして約200万円ぐらいふえております。人数的には40人ほどふえておりますけれども、先回は6月分で計上しておりますので400万円ぐらいの金額になっておるといふことでございます。

○伊神委員 購入費は要るのかという質問で、今のあれは掛布さんの質問だったんで、俺の質問に対して言ってくれないですかね。

○委員長 伊神委員の購入費は要りますかということに対しての御答弁を再度お願いしたいと思います。

○高齢者生きがい課長 購入費につきましては、一部の方を除きまして、購入費としては要りません。購入ではなくてレンタルですので、通常の方であれば740円は市のほうがと。ただ、所得等ある方については自己負担740円が発生するという形でございます。

○伊神委員 今のはよくわかりました。

163ページで一番下段で、高齢者見守り事業で福祉電話設置事業ですけど、これは福祉電話を低所得のひとり暮らしの高齢者に貸与しておるわけですけど、これは市からかけるということ、例えば声かけとか安否確認とか、そういうようなことで市から月に1回なりかけるとか、そういうことはあります

か。

- 高齢者生きがい課長 低所得の方ですので、生活保護の方とかというのが該当してきますけれども、今言われましたような、市のほうからの電話における声かけというのは今現在はやっておりません。
- 伊神委員 一切、ただ電話を貸し出したという事業なんだけど、やはり高齢者見守りという事業からしたら、たまには市のほうから「どうですか」ということも必要じゃないかと。電話が実際通じるかどうかの確認であったり、そういう意味からおいても私はやるべきではないかと。これは要望になりますけど。
- 高齢者生きがい課主幹 今の福祉電話の設置事業の御質問の中で、この電話を設置されますと、いきいきライフカードのほうへ登録をしますので、そうされますと民生委員さんが定期的に見守り、声かけ等をしていただいているのが現状でございます。
- 委員長 じゃあ、要望ということでまたお含みおきください。お願いします。
- 尾関（健）委員 165ページの下段に虚弱老人というのが出てくる、非常に曖昧な老人ですが、これは、あなたは虚弱ですよと誰が決めるんですか。
- 高齢者生きがい課長 一応、虚弱老人の定義のほうにつきまして、心身の障害や疾病によって、常時介護を要するまでではないものの、日常生活に独力で行うことが難しい事柄が多々あって何らかの助けを必要としている老人という形の定義がされております。
- 尾関（健）委員 老人ということは、年齢は65歳以上ですか。
- 高齢者生きがい課主幹 この事業につきまして、ここで申します虚弱老人は、65歳以上の方を対象としております。
- 掛布委員 165ページの上から2つ目の給食サービスの1,750万円ですけど、平成27年度と比べると300万円ほどふえているんですけど、これは事業を何か拡大してもらったうれしいニュースなんですか。どうしてこんなに違ってきたのかなというのを教えてほしいんです。
- 高齢者生きがい課主幹 これにつきましては、年々利用を希望される方がふえているので、それを見込んだ増額となっております。

○高齢者生きがい課長　　今の給食サービスでございますが、人数、去年の予算をつくるちょっと前の話になって申しわけないんですが、7月末現在1,139人の方の登録で、食数にいたしますと2万38食というのを提供させていただいて、見ますとやはり人数だけでもすごいふえ方をしておるという形で、今回、予算のほうが上がってきたというふうでお願いしたいと思います。

○掛布委員　　167ページのところに、当初予算の説明会的时候、判断基準を見直したために対象者が縮小したという説明があったのが3つほど事業がありまして、1つは、ちょうど中ほどの在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業、これが平成27年の予算を見たら対象者が330人とあったんです。これが192人になっていますね。それともう1つ見直したと言われたのがその下の扶助費で、在宅ねたきり老人介護慰労事業、1カ月2,000円ずつ、重度の高齢者の在宅介護の方に支給している介護手当のようなものです。これが平成27年を見たら430人だったのが264人分の予算になっている。もう1個は一番下の訪問理髪等、訪問理美容の補助ですね、これも60万円ほど予算としては減っているんですけども、もう既に紙おむつにしても介護慰労事業にしても、要介護たしか3・4・5のすごい重い人を在宅で一生懸命介護している方への助成という意味がある、いわゆる施設には入れないで在宅で頑張っている人の支援のための予算だと思うんですけど、それを削るといふのはいかななものかと思うんですけども、どのように基準を変えられてこういうふうになっているのかというのを説明していただけますか。

○高齢者生きがい課長　　今、掛布委員さんからございました在宅ねたきり老人等介護慰労事業、紙おむつ購入助成事業、それから訪問理髪等の事業、この3つにつきまして、変更前は要介護3・4・5であったものを、見直しを図りまして要介護4・5というふうな形にさせていただきました。

その理由でございますが、近隣市町も同じような事業をやっておりますので、一つは参考にさせていただいて見直した。それからもう1点が、介護保険サービス、訪問、通所、施設等の充実により、当サービスが開始されたころよりは、現在、在宅での介護負担が軽減していると考えられるのではないかとこのところから、今回、要介護4・5に見直しをさせていただいたというところでございます。



- 掛布委員 訪問理髪も4・5に限定したということですか。
- 高齢者生きがい課長 ただ、訪問理髪につきましては、要介護3以下の認定をお持ちの方について、療育手帳の障害程度がAと判定された方で身体障害者手帳1級または2級の合併障害のある方、それから身体障害者手帳1級または2級で寝たきりの状態にある方に対しましては、市のほうへ申請いただければ訪問理髪の実業を実施しております。
- 尾関（健）委員 高齢者タクシーの件で、85歳以上ということですが、この年齢はかなり高齢者で、特養に入ってみえる方が多いんですね。御本人は例えば85歳で痴呆が入ってよくわからない方に、どういう方法で渡すんですか。本人はもう認識がないんです。
- 高齢者生きがい課長 タクシー券を渡す方法という形になります。これは一応申請書というのがございますので、4月1日からうちのほうはちょっと窓口が混むような感じで、基本的には御本人さんなんですが、家族さんでお見えになるのが多いです。一緒に窓口のほうへ来ていただいてという形ですね。ある程度元気な方はやはり歩いて自分でというのはありますけれども、そういう形でお渡しはしております。
- 掛布委員 高齢者生きがい課のほうで、今、地域での介護予防の体制をつくろうということだと思っておりますけれども、「ちいきのせんせい」とか「足腰弱らん教室」とか「お達者転ばん教室」とか、全部これは元気な要介護・要支援の認定を受けていない方へのいろんな教室をやっておられるんですけど、その講師の方への謝礼の予算というのはどこに上がっているんでしょうか。
- 高齢者生きがい課長 今回の件につきましては特別会計のほうに記載されておりますので、よろしく願いいたします。
- 藤岡委員 169ページの老人クラブ、右側の老人クラブ補助金、80で単純に割ると2万3,310円と出る、これが今各老人クラブへ払われている補助金でしょうか。
- 高齢者生きがい課長 特定財源の県費の関係の計算式上で、老人クラブ補助金というのは県費用の補助金の計算式を使っておりますので、老人クラブの関係につきましては、市のほうからお出しする場合は、固定額プラス1人

100円という形で積算したものが、説明欄の左側の例えば老人クラブ補助金の508万8,000円、これが単位老人クラブのほうへの補助金、それから老人クラブ連合会補助金としての137万2,000円については、これは連合会のほうへお支払いをします。

○藤岡委員 前回も言ったんですけど、老人クラブを、やっぱり地元でも今町内に老人クラブが3つあって、その3つの老人クラブを1つにまとめられんかねなんていう相談があるわけですけど、やはり1老人クラブ当たりの基本的な金額というのは、これは県のシステムなんですけど、市として老人クラブを1つにまとめてその金額が今までと変わらないという、これは形は難しいということですかね。

○高齢者生きがい課長 老人クラブの問題ですが、一般質問なんかでも答弁させていただいておるんですけど、逆に国のほうは100万人増強とかという形で、各県の老人クラブ連合会のほうにそのような運動をしてほしいというようなことを出しておりますので、それがその下のうちのほうの江南市の老人クラブへも文書で来ておりますので、老人クラブの皆さん、声かけですとか、何かの席に勧誘をさせていただいているかとは思いますが、今の現状的にはなかなかというのは答弁でもさせていただいたところでございます。

○掛布委員 高齢者の地域でのふれあいサロンは社協がやっているんですけど、ふれあいサロンへの助成の予算というのは社協の中から直接出ていて、市の予算には反映されないということでしょうか。

○高齢者生きがい課長 今言われましたサロンの関係は社協のほうの予算でお願いしております。

○掛布委員 今、着々と地域にふれあいサロンをふやそうということで動いてみえるような気配があるんですけども、どの程度ふえてきて、最終的に来年度までに幾つぐらいつくっていくかという、そんなめどとかあるんでしょうか。

○高齢者生きがい課長 たしか21クラブぐらい、今、サロンの関係は、登録というんでしょうか、動きもございます。今後につきまして、これは社協にもお話をちょっと聞いたことがあるんですけども、準備としてお話を承ることもあるんですけども、その後やはり会員等々どうなってくるのかとい

うのは、あくまでも申請が最終的に出てきた段階でうちのほうへもそのクラブの名称等報告をいただくという形になっておりますので、今後、ふえるだろうとは予測いたしますけれども、どのくらいの数に落ちつくかというのは、ちょっとわからないところが現状でございます。

○委員長 そのほか質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、続きまして子育て支援課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 予算書の16ページ、17ページの最下段をお願いいたします。

11款1項1目2節児童福祉費負担金の保育所保育料初め2項目でございます。

続きまして18ページ、19ページの最下段から20ページ、21ページの最上段でございますが、12款1項2目2節児童福祉使用料の子育て支援課分、児童施設目的外使用料でございます。

20ページ、21ページの最下段をお願いいたします。

12款1項5目3節都市計画使用料の子育て支援課分、コミュニティ・プール使用料でございます。

26ページまでお進みください。26ページ、27ページの中段をお願いいたします。

12款2項2目2節児童福祉手数料の放課後児童健全育成手数料初め2項目でございます。

28ページ、29ページの中段をお願いいたします。

13款1項1目2節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金初め4項目でございます。

続きまして30ページ、31ページの中段やや下でございますが、13款2項2目2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金初め4項目でございます。

2枚はねていただきまして34ページ、35ページの中段をお願いいたします。

13款4項2目1節児童福祉費交付金の子ども・子育て支援交付金でございます。

36ページ、37ページの中段やや下でございますが、14款1項1目2節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金初め3項目でございます。

38ページ、39ページの最下段から次のページにわたりますが、14款2項2目2節児童福祉費補助金の子育て支援課分、施設型給付費等補助金初め6項目でございます。

42ページ、43ページの中段をお願いいたします。

14款3項2目1節児童福祉費委託金の母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

48ページまでお進みください。48ページ、49ページの中段でございます。

17款2項1目1節基金繰入金の子育て支援課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

2枚はねていただきまして52ページ、53ページの最上段でございます。

19款5項2目6節保育園給食費徴収金の3歳以上児主食代実費徴収金初め2項目でございます。

54ページ、55ページの中段をお願いいたします。

19款5項2目12節雑入の子育て支援課分、児童福祉等実習指導委託費初め4項目でございます。

次に、歳出でございます。

196ページ、197ページの下段のほうでございます。

子育て支援課所管の歳出でございます。

3款2項1目子育て支援費を、224ページ、225ページ、最終事業名は母子等福祉推進事業でございますが、こちらまでが子育て支援課の歳出でございます。

少し飛びまして332ページ、333ページの中段をお願いいたします。

8款4項3目木賀公園コミュニティ・プール費でございます。

続きまして、別冊の平成28年度当初予算説明資料の22ページでございますが、学童保育所整備事業といたしまして、（仮称）古知野東小学校学童室整

備の位置図を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　支出の199ページから、20節、広域保育事業、扶助費、広域入所保育所運営費、この広域ってどういう意味、ちょっと語句がわからない。

○子育て支援課長　例えば里帰り出産などで江南市の方が一宮市へ里帰りをされた場合に、そのお子さん、出産した人は多分すぐじゃないですけども、上のお子さんとかお見えになる方を一宮市の保育園のほうへお願いをする、江南市から委託をするという事業でございます。

○牧野委員　その子は江南市民の住民票があるんだけど、里帰りで一宮市で出産したと。一宮市の保育園でゼロ歳児保育を例えばしたら、江南市がその分を出すと。これが見ていると、私立保育園7人という意味は、これは7人分ぐらいを予定してあるのか、人数的にはこういうことですか。

○子育て支援課長　平成27年度の実績といたしまして今は4人の方をお願いしておりますので、そのあたりから7人の積算とさせていただいたところでございます。

○尾関（健）委員　53ページの一番上ですが、給食費の関係で、最近アレルギーの方がたくさん見えるようなんですが、こういった方の原価は違うと思うんですが、これは統一ですか。

○子育て支援課長　料金としては統一でございます。やり方といたしましては、アレルギーの方のアレルギーの原因となっている食物を除去するという方法で対応をさせていただいております。

○尾関（健）委員　職員の方にはアレルギーの方は見えないんですか。

○子育て支援課長　いないということです。

○牧野委員　今の関連質問なんですけど、205ページの賄い材料費というのがありますね。3歳未満児が月額7,128円で、3歳児以上が月額4,925円とありますけど、これって小さな子供のほうが高いということなんですね。

○子育て支援課長　3歳以上の方につきましては、ここに入っているのは副

食、おかずですね、おかずがあります。先ほど質問をいただきました3歳以上児の主食代の実費徴収ということで、御飯、パンにつきましてはそちらで実費を徴収しておると。3歳未満児につきましては、御飯、パンも含めた費用ということでございます。

○牧野委員　　そうすると、3歳児以上は月額4,925円に主食の930円を足すと6,000円弱だと思うんだけど、やっぱり未満児は個別食で、これは賄い材料費だから、やっぱり高いんだね。

○子育て支援課長　　3歳未満児につきましては、おやつが1回多いということで、平均単価が高くなっておるということです。

○掛布委員　　同じところなんですけれども、臨時職員の賃金をアレルギー除去食をちゃんとやっていくために加配して630万円、臨時職員の賃金がふえますよという説明が当初予算説明会のときにあったと思うんですけれども、従来から除去食はやってもらっていたものと思っていたわけなんですけれども、この630万円で加配する臨時の調理員さんの配置の仕方とか、具体的にこれまでとどう変えてもらおうとしているのかということをちょっと教えていただきたい。あと、何時間勤務か。

○子育て支援課長　　やり方を変えるということではなく、非常にアレルギーの子供がふえていることによって、その除去食の対応、これも1種類だけではないということ。それで、配膳においても食器に印をつけたりして、非常に神経的に負担が大きいということで、1人配置をさせていただいて、少しでもその負担を和らげたいということが一番の趣旨でございます。

それで、配置の基準といたしましては、現在、4人以上アレルギー児がいるところに配置をしたいというように考えております。あくまでもこの積算につきましては平成27年度の子供の4人以上ということで積算をさせていただいておりますので、多少は変わってくるかと思っておりますけれども、そんな積算で630万円ほど増加をしておるといような説明をさせていただきました。

それから、この加配をしていただくパート職員の勤務時間でございますけれども、午前9時から12時までの3時間を予定しております。

○掛布委員　　追加ですけど、4人以上アレルギー児がいる保育園というのは何園ある、だから何人ということなんですけど。

○子育て支援課長　これも平成27年度の状況で積算をさせていただいておりますので、現在、4人以上の園は7園ありますのと、それから3人の園がありますけれども、こちらはエピペンを所持しておる児童がおりますので4人に準じた形で、合計で8園ということで積算をさせていただいたところです。

○掛布委員　本当にいろいろな種類のアレルギーに対応しないといけないので、それこそ人の配置以外に、給食の器材というんですか、調理器具とかちよつと分けたり、余分に用意しないといけないとか、そういったことも必要になってくるのかなと思ったんですけれども、その点の予算措置とかはあるんですか。

○子育て支援課長　委員おっしゃるとおりで、現在は煮炊きする鍋等についてもかえておりますし、そういったものについて特別余分な予算措置はしておりませんが、必要に応じて消耗品もしくは高価なものであれば備品で対応をしておるということでございます。

○掛布委員　205ページの中ほどにスポットエアコンの借り上げ料35万円ということで、レンタルで4台ということなんですけど、具体的にどこの園にどんなふうにつけて、これは年間ずっとじゃないとは思いますが、夏場だけなのか、どういうつけ方になるのかというのを教えてください。

○子育て支援課長　4台のレンタルを予定しておりますが、具体的には、現段階では宮田保育園、古知野北保育園に設置をしようと考えております。その理由でございますが、宮田保育園につきましては8月の室温が高いということ、それから古知野北保育園につきましても同じ夏季の温度が高いということ、プラス古知野北保育園につきましては111食以上をつくっておりますので加配の調理員がおります。そういった点も加味して、この2園を試行的に入れていこうと。それで、入れる期間につきましては7月、8月、9月の3カ月を現段階では予定しております。

それから運用の方法といたしまして、今、4台のレンタルで2園に2台ずつを予定しておりますけれども、効果を検証する中で、ほかの園へ1台持って行ってまた検証をするというようなこともあり得るのかなというふうに考えております。

○掛布委員　ちょっと変なことをお聞きして申しわけないんですけれども、

201ページの中ほどに特定教育・保育事業というのがあって、施設型給付費ということで、新制度のものと江南幼稚園に国・県の補助金、支出金がすごい複雑な割合で、2分の1とか、4分の1とか、3分の1とかまざっているんですけども、ちょっとこんな考え方ではいけないと思うんですけど、保育内容がこの新制度をやっている江南幼稚園でも、新制度じゃない、今までの従来の幼稚園と保育内容は全く一緒だよというのを聞いていて、保育内容が全く一緒だったら江南市の支出額としてはどうなのかなど。従来の幼稚園に対しては教育課のほうの支出で申しわけないんですけど、就園奨励金という形の市の補助になると思うんですけども、こっちの新制度が入ってきた幼稚園については特定保育・教育のほうなので、どちらが金額的にはどうなんだろうというのをちょっとわかる範囲で教えていただけたらなど。

- 子育て支援課長　　今委員からお話しいただきましたように、新制度に入っている幼稚園につきましては、こちらの施設型給付費で対応しております。具体的には、江南第二幼稚園1園です。それから新制度に入っていない残りの4園につきましては、これも委員から今御紹介いただきましたように、文部科学省のほうの私学助成と就園奨励費補助金で運営がされております。

こちらの新制度に入った幼稚園と従来の制度に残っている幼稚園で費用的にどうかということをございますけれども、施設型給付費にいただけます国費もしくは県費の積算におきましては、従来の私学助成と就園奨励費補助金の国における予算の状況から新制度のほうの補助もしくは負担金の体系がつくられたというふうに理解しておりますので、双方変わりはないというふうに理解をしております。

- 掛布委員　　学童保育のことについてお尋ねしたいんですけど、215ページのところです。門弟山小学校が立派な学童保育施設をつくっていただいて、新年度からそこに引っ越しをされるので、すごいよかったなと思って、きのうちょっと入れなかったんですけど外から見せていただいて、今までの体育館の倉庫みたいところでやっている狭いところからいい環境に移ってよかったなと思ったんですけども、ちょっと指導員さんから聞いた話では、建物は新品になるんだけど、中のいろんな棚とか、古い棚をそっくり全部そのまま新しいところに持っていかないといけないんだとかいう話で、そんなに



予算がないのかと思ったわけですが、やっぱり調度品というか、必要なものを新品でそろえていただきたいなと思ったわけです。

あと、せっかく部屋が余裕ができたので、ぐあいが悪い子がちょっと休めるような畳のスペースとか、ちょっと簡易なベッドとか、そういったスペース、置ける余裕はあると思うんですね。新しいところへ移ってよかったなというような、そういう対応ができないものかなと思ったのと、もう1つは、やはり前から私も感じていて、やっぱりそうだなと思ったのは、皆さん本当にパートでぐるぐるぐるぐる回っているだけなので、最初から最後までずっと責任持ってそこにいる正職員の指導員さんが要ということと言われて、やっぱりそうですよねというか、ずっと責任持っていただくと方がそれぞれの学童にいないと情報がきちんと伝わっていかないので、そういうことを考えていく必要があると思うんですけど、その点はどうかというのと、報酬のところ、放課後児童コーディネーターというのを平成27年度からつけていただいたんですけど、どんな仕事をしていただけてきて、どうなのかなというのをついでにお聞きしたいんです。

- 委員長 掛布委員、今回は予算の審議でございますので、先ほどのお部屋の関係、気持ちは十分わかりますけれども、これはちょっと今回は質問から外れると思いますので、また機会があったら一般質問なりでやっていただければと思います。

質疑の途中ですが、ここで暫時休憩をさせていただいて、昼から再開という形で、答弁をちょっとまとめてもらってと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

1時5分で再開ということで、暫時休憩いたします。よろしくお願いいたします。

午前11時48分 休 憩

午後1時05分 開 議

- 委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

午前中の牧野委員の質疑に対しての当局からの答弁がありますので、それをお願いしたいと思います。

- 高齢者生きがい課長 午前中はどうも済みませんでした。牧野委員さんか

ら御質問がありました緊急通報装置の過去の積算ベースの関係ですが、平成23年度に543台、平成24年度562台、平成25年度585台、平成26年度608台、各年度末の数字でございます。平成27年度についてはまだ、予算の関係ですと、先ほどもありましたけど632台が当初予算、平成28年度は616台という形で予算のほうを組ませていただいております。以上です。

○委員長　それでは続きまして、午前中の掛布委員の質疑に対しての予算関係の部分での御答弁を当局のほうからお願いしたいと思います。

○子育て支援課長　それでは最初に、放課後児童健全育成事業の学童保育所への正職員の配置の件でございますが、草井学供ですとか古知野北部学供で実施しております学童保育につきましては、同時に児童館活動を実施しております。その中では正職員もしくは再任用職員を配置して、学童保育についてもかかわっていただいておりますので、そういったところについては可能でございますが、その他、小学校の教室をお借りしておるところなどにつきましては、授業終了後だけの開設ですとか、そういった時間帯になります。ですので、短時間勤務のパート職員で配置をさせていただいておりますのが現状でございます。

そんな中で、放課後児童コーディネーターというのを平成27年度から配置しております。こちらは児童館グループ、交通児童遊園ですが、こちらのほうに配置をさせていただいております、月に二、三回、全ての学童保育所を回って事務連絡ですとかそういったものをする。また、月に1回、各学童保育所で先生方が打ち合わせをされます。そんな折に参加をして助言・指導したり、連絡調整をしたりするという役目を担っていただいております。平成27年度におきましては全ての学童保育所のそういった打合会に入ることはまだできておりませんが、新年度以降、そういった折には入っていただいで助言・指導をできるような体制にしていきたいというように思っております。

○掛布委員　217ページの一番上のところに学童保育の関係で、2行目ですけども、支援員補助業務委託料というのがあって、これは何だろうと思ったんですけども、何でしょうか。

○子育て支援課長　支援員補助業務委託料につきましては、江南市シルバー人材センターのほうへ、学童保育の支援員を補助する業務といいますか、学

童保育所の運営に当たってもらう方をシルバー人材センターから派遣していただくというものであります。

○牧野委員 209ページで、ファミリー・サポート・センター事業でお聞きしたいんですが、アドバイザーの報酬が102万4,000円なんですけど、こういう人とまた別個に、このファミリー・サポートしてくれる人たちに対する報酬みたいなものはないんですか。アドバイザーって何人いるんですか、ちょっとそこをまず先に聞きたいんですが。

○子育て支援課長 このアドバイザーは、援助をしていただきたい人からの連絡を受けて、援助をする方の調整をしたり、そういった援助会員と依頼会員の間に入って調整をする役目の方でございます。1人でございます。

それで、ファミリー・サポートそのものの援助会員さんですね、預かる会員さんの報酬というのは、料金が通常の間帯は30分350円ということでお預かりをしたり援助をしたりしておりますので、その金額が援助会員さんに行く金額でございます。

○牧野委員 ということは、この予算書に入らずに、預けている親が預かってくれる人に直接払って、市は介入しないということですか。

○子育て支援課長 はい。登録制で実施をしておりますので、そういった形をとっております。

○牧野委員 30分350円というのが最低賃金も下回っているし、実際、私は詳しくは知らないけれども、供給はあるけど、それに応えにくいような状況も聞いておるんですが、市がある程度補助をして高くするとか、一般的に合ったものにするとか、これは一般質問になっちゃうな。まあそういうことで、ちょっと安いんじゃないかな。これは質問じゃないからまあいいわ。

実態としてはマッチはしているんですか、需要と供給の。要するに、もっと預かってほしいと。だけど、実際は預かり手がないだとか、面倒を見てほしいとか。

○子育て支援課長 現実として、お断りすることはないです。先ほどのアドバイザーが調整をして、そのニーズに応えるべく人を探してくるということです。金額の問題につきましては、これは会員制でお互いに助け合いの活動という認識でやっておりますので、これが高い安いというのはあるかもしれ

ませんけれども、会員制による助け合いの活動ということで御理解をいただきたいと思います。

- 掛布委員 221ページの学童保育所の整備事業のところ、古知野東小学校の校庭内に2階建て4教室の学童保育室を建設するというので1億3,000万円、すごいお金なんですけれども、ちょっとそのことでいろいろお尋ねしますが、学童の入所児童の見込みと、学童用に3教室というのが、本当に3教室で将来的にも大丈夫なのかなというのがまずちょっと不安に思うんですけど、6年まで年齢を拡大した場合に3教室では足らなくなるんじゃないかなというふうに思っているんですけど、その点はどうでしょうか。

もう1個は、校庭内に建設するとき、場所がビオトープとか校歌碑とかあるところなので、それらの移設費というのはどれぐらいかかってくるのかなというのと、ビオトープは潰しておしまいということなのかなということと、送迎の保護者の駐車場が十分確保されているのかなというのがちょっと不安なんですけれども、あとついでに、エアコンって当然つきますよね。そのほかの新築の学童保育施設への備品とかいうのは、どういうものを備えつける予定になっているのかなというのを教えてください。

- 子育て支援課長 最初に、定員と入所の申し込みの人の関係でございますけれども、平成28年度の古知野東小学校区の学童保育の申し込み状況でございますが、通年の申し込みが113人、夏休みなどの学校の休業日の申し込みが27人、合計140人という状況でございます。平成27年8月の古知野東小学校区の学童保育の平均出席率が50%ちょうどということで、これは夏休みですね。夏休み明けた平成27年9月では58.9%という状況でございます。この申し込みの140人について、例えば出席率を60%として加味いたしますと84人ということで、今回整備いたします学童保育室は定員を120人と計画しておりますので、平成29年度に4年生まで拡大したといたしましても対応はできるというように考えております。

また、これを6年生まで拡大した場合にどうかということでございますけれども、今の状況で、順次、高学年になるほど利用者は減ってくるということも考慮いたしますと、この120人で対応できるのではないかなというふうに考えております。

それから2点目のビオトープ等の移設についてでございますけれども、今回調整しました結果、ビオトープにつきましては移設はせずに対応できるというふうなふうで設計をさせていただいております。

それから、校碑等の移設について幾らかというふうなお尋ねでございますけれども、校碑だけの移設という金額ではちょっとお答えが難しいのでございますけれども、校碑を含めました樹木の移設ですとか樹木の撤去、それからアスファルト等を少し撤去することなどがございます。そういった金額は418万8,000円でございます。

それから備品の状況でございますけれども、今回、公共事業用として71万5,000円の備品購入費を計上させていただいております。この備品の内容でございますが、児童が使う座卓、それから指導員、支援員が使う事務机、事務用の椅子、事務用のロッカー、傘立てとか保管庫、掃除機、冷蔵庫、空気清浄機などを予定しております。

それから、保護者の送迎の駐車場というお尋ねでございますけれども、駐車場につきましては、現在の形状を、月山等を撤去いたしまして、3台増の14台を整備するような計画としております。保護者の送迎につきましては一時的な待機でございますので、長時間駐車するということは考えておりませんので、順次この駐車場で対応できるものというふうに考えております。

○掛布委員　校門のところですごい工事になっていくわけなので、児童の登下校の安全対策とかはきっちりやってもらわないと困るなというのと、渡り廊下ですね、小学校の教室としても使うということなんですけれども、小学校として使う放課後子ども教室用の部屋の備品については、教育課のほうで予算とか組んであるんでしょうか。わからない、はい。

それともう1つ、完成後のどこが学童保育事業をやるかということですが、今、今の古知野東学童はキッズサポートに委託してやってもらっているんですけど、校内に移った場合はどういう形態にする予定になっているのかということはどうですか。

○子育て支援課長　まず工事中の児童の安全確保対策につきましては、工事関係者、また学校とも十分協議しながら安全確保に努めていきたいというふうに思っております。

それから、古知野東小学校のほうに学童保育が移ったときの運営方法というお尋ねでございますけれども、現在はキッズサポート江南が指定管理者として、古知野児童館を運営しながら、学童保育事業も実施をさせていただいております。そこから出て古知野東小学校へ移った場合にどうなるかということにつきましては、現段階では明確なお答えはできませんけれども、市の直営に戻るといことも考えられますし、それから業務自体を委託していくというようなことも考えられると思います。このあたりはもう少し検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○牧野委員 　同じ質問なんですけど、221ページの古知野東小学校学童教室の工事監理委託料が588万6,000円計上されていますけど、これは設計者が委託監理をまたしているということですか。

○子育て支援課長 　はい、そのとおりでございます。

○牧野委員 　設計費が多分1,080万円かなんかだったと思うんですが、幾らでしたかね、設計費は。

○子育て支援課長 　予算計上は1,769万1,000円でございます。

○牧野委員 　設計が1,769万円、これは質問しても答えが難しいんですけど、監理委託料が588万円で、総ぐるみの工事費が1億3,000万円、これは県の指導らしいんですけど、やっぱり今後江南市はこれでやるんですよね。

○子育て支援課長 　先ほどの設計のときは、6月補正の折にいろいろ御議論をいただいたと思います。予算計上は県の積算単価を使って1,769万1,000円というふうに計上させていただき、指名競争入札で執行しましたところ、金額は1,010万8,800円というふうになっております。以下、そのほか参加した事業者は予算1,500万円から1,600万円ぐらいのところもありました。ですので、この設計費、また工事監理委託料については県の積算単価を使っておりますので、6月のときにも答弁させていただいたと思いますけれども、平成27年度から江南市の方針としてこういうことにさせていただいたという答弁をさせていただいたと思います。今後もこの方式でいくものというふうに考えております。

○牧野委員 　よくわかりました。

　そうするとこの監理の予算も、普通、監理というのは設計会社がやるんだ

けど、これは入札じゃなしに、そのまま継続して随契でいくんですか。

○子育て支援課長 1社の随意契約でございます。

○牧野委員 この設計事務所は、市内の設計事務所ですか。

○子育て支援課長 具体的には上田建築設計事務所で、事務所は山王町でございます。

○掛布委員 211ページの下の方に育児支援家庭訪問事業というのがあって、213ページの上から3分の2ほどのところに要保護児童対策地域事業とかいうのがあって、同じような、でも違うかなと。育児支援家庭訪問事業というのは保健師さんがやってくれるような事業のような気もしているんですけど、これは方がどういう家庭を訪問されているということでしょうか。

○子育て支援課長 育児支援家庭訪問事業は、今現在、子育て支援センターのほうにおりますパート職員が、場合によっては保健センターの保健師と一緒に家庭訪問をして、いろんな相談に乗ったり助言・指導をするというものでありますけれども、具体的にどんな方のところへ行くかといいますと、最近はや育児鬱といいますか、そういった状態の方が多いいうふう聞いております。もう少し具体的には、望まない妊娠から継続的な支援とか、それから出産後間もない時期の子供を養育する者に対して、養育能力不足を疑われるようなところに訪問して助言・指導をするといったような事業でございます。

○藤岡委員 217ページのこどもフェスティバルは、次年度、平成28年5月22日はどこがやるといいますか、市子連ですか、中心は。

○子育て支援課長 こどもフェスティバルは、こどもフェスティバル運営協議会というのを持っておりますので、そちらが中心になって行います。この協議会の構成は、今おっしゃられました市子連もちろん入っておりますし、江南市の社会福祉協議会の方ですとか青年会議所の方、それからスポーツ少年団の方、そういった方々で構成をして、こちらが中心になってやっていきます。

○藤岡委員 221ページの子ども会活動助成事業、右側の子ども会活動費補助金のところの均等割と人数割というのは、今、市内に子ども会が40団体あってということですね。それで、これは各子ども会に直接補助されているの

でしょうか。

- 子育て支援課長 40団体につきましては、あくまでも江南市子ども会連絡協議会への加盟をしておる子ども会ということで御理解をいただきたいと思えます。それから子ども会活動費補助金につきましては、均等割及び人数割につきましては、その加盟しております子ども会に直接交付をするものであります。
- 藤岡委員 ということは、今、市子連に登録していない子ども会の数というものは、全体、子ども会、市内にどんだけあるのかというのはわからないと。
- 子育て支援課長 私どもの課としては把握はしておりませんが、環境課が実施しております資源ごみの回収の補助ですね、あちらの状況を見させてもらいますと、70ほどの団体が見受けられます。現状どれぐらいあるかはちょっと明確ではありませんが。
- 藤岡委員 その下にあるジュニアボランティアクラブは、また新たに始まったものですが、これは市子連のほうに行くお金でしょうか。
- 子育て支援課長 ジュニアボランティアクラブの運営分につきましては、平成28年度から新規でございますが、市子連のほうへ交付をさせていただきます。
- 委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは御説明をいたしますので、予算書及び予算説明書の18ページ、19ページの下段をお願いいたします。

福祉課所管の歳入でございます。

12款1項2目1節社会福祉使用料のうち、福祉課所管の心身障害者小規模授産施設目的外使用料（電柱）初め6項目でございます。

少しはねていただきまして26ページ、27ページの中段をお願いいたします。

12款2項2目1節社会福祉手数料のうち、福祉課所管の在宅障害者地域活



動支援センター事業手数料でございます。

1枚はねていただきまして28ページ、29ページの中段をお願いいたします。

13款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等給付費負担金初め4項目でございます。次に、同じページの最下段をお願いいたします。3節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金から、はねていただきまして31ページ上段の生活困窮者自立相談支援事業費負担金までの10項目でございます。

同じページの中段やや下をお願いいたします。

13款2項2目1節社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金でございます。同じページの最下段をお願いいたします。3節生活保護費補助金の生活保護費補助金から、はねていただきまして33ページ最上段の臨時福祉給付金等給付事務費補助金までの4項目でございます。

はねていただきまして34ページ、35ページの上段をお願いいたします。

13款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。次に、その下の2節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

はねていただきまして36ページ、37ページの中段をお願いいたします。

14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の障害者自立支援給付費負担金初め4項目でございます。同じページの下段をお願いいたします。3節生活保護費負担金の生活保護費負担金初め2項目でございます。続きまして、その下の4節災害救助費負担金の災害弔意金負担金及び、はねていただきまして39ページ最上段の災害障害見舞金負担金でございます。

同じページの中段をお願いいたします。

14款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金初め6項目でございます。

2枚はねていただきまして42ページ、43ページの中段やや下をお願いいたします。

14款3項2目2節生活保護費委託金のホームレス実態調査交付金でございます。

2枚はねていただきまして46ページ、47ページの下段をお願いいたします。

16款 1項 2目 1節社会福祉費寄附金の寄附金でございます。

はねていただきまして48ページ、49ページの中段をお願いいたします。

17款 2項 1目 1節基金繰入金のうち、福祉課所管の江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

2枚はねていただきまして52ページ、53ページの下段をお願いいたします。

19款 5項 2目 11節電話料収入のうち、福祉課所管の電話使用料（学習等供用施設）でございます。続きましてその下の12節雑入のうち、はねていただきまして54ページ、55ページ中段をお願いいたします。福祉課所管の障害児通所給付事業利用料初め2項目でございます。

はねていただきまして56ページ、57ページの下段をお願いいたします。

20款 1項 1目 1節災害救助債の災害援護資金貸付事業債でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

170ページ、171ページの中段をお願いいたします。

3款 1項 2目障害者福祉費を182ページ、183ページの中段にかけて掲げております。

少しはねていただきまして192ページ、193ページの上段をお願いいたします。

3款 1項 4目福祉活動費を196ページ、197ページ中段にかけて掲げております。

少しはねていただきまして228ページ、229ページの最上段をお願いいたします。

3款 3項 1目生活保護費を232ページ、233ページの中段にかけて掲げております。

その下をお願いいたします。

3款 4項 1目被災者支援費を234ページ、235ページの上段にかけて掲げております。

次に、別冊の平成28年度当初予算説明資料をお願いいたします。

24ページでございます。24ページに臨時福祉給付金給付事業の概要を掲げておりますので、あわせて御参照いただきますようお願いをいたします。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 179ページの上の3分の1ぐらいのところに、新しい事業として、2万円ですけれども、委託料の中に障害者等緊急一時保護事業委託料というのがあって、障害者の虐待が発生した場合に急遽分離して保護するための委託料ということで、今までなかったのをつくることになったのかなと思うんですけれども、これは高齢者の虐待保護の場合のいつもベッドをあけているよとかいうふうではない、必要に応じて障害者のどこかの施設に預かってもらう費用ということでよろしいですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 掛布委員さんがおっしゃられたとおり、まずこの事業でございますけれども、障害者の方が御家族の方などから暴力であるとか虐待を受けておられる場合に、緊急にその御家族の方と分離をする手段といたしまして今回から始めさせていただき事業でございます。

事業の内容といたしましては、障害者の方のショートステイを行っておる事業所に依頼をいたしまして、ショートステイの利用というような形で家族の方から分離を図るというものでございます。ただ、実際、通常の障害福祉サービスでのショートステイの利用ということになりますと、本会議の中でも少し触れさせていただきましたが、事前に利用契約であるとか、そういった形の手続が必要になるというところで、緊急的に保護するためのこうした障壁を取り払った形の事業として今回始めさせていただきものでございます。

○掛布委員 そうしますと、その場合は障害福祉サービスの利用ではない、緊急の分離ということなので、障害者やその家族の了解なしで、市の判断で必要性を認めたため緊急に分離するということになるわけですね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 委員おっしゃられるとおりで、家族同意を得ずに分離するというようなことが可能になるものでございます。

○掛布委員 もう1つですけれども、179ページの下の方に福祉計画策定事業ということで、本会議場ですごく詳しく質疑がされまして、地域福祉計

画というのを初めて策定するものという、すごい大変なことになるのかなというか、初めてというのにすごいひっかかっちゃったわけなんですけれども、10年ぐらい前につくったことがあるのではないかと、こういう地域福祉計画というのを。今回本当に初めてなのかなと思ったんですけれども、本当に初めてなんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　地域福祉計画は、社会福祉法の中で、義務ではなくて、努力義務として規定をされておる計画でございます。これまで江南市のほうでは地域福祉計画といったものを設けておりませんでした。ほかに障害者の部分でいきますと、平成21年度からの障害者計画というものを持っています。それから、現在第4期に入っておりますけれども、障害福祉計画といったものも個別の計画として持っておるところでございますけれども、今回予算のほうでお願いをしております地域福祉計画といいますのは、高齢者、子育て、それから障害、健康づくり、いわゆる健康福祉部の全てを網羅したような計画でございますして、地域福祉の理念の部分を含めていくような計画ということになりますので、2年間をかけましてつくっていきたいということでございます。

○掛布委員　それこそ本当に10年ぐらい前に社会福祉協議会が地域福祉の行動計画というのをつくっていて、その冊子があったんですね。多分それはこれからつくろうとしているのとはちょっと趣旨が違うのかな、社会福祉協議会が中心になって、いわゆる社協中心でどうやって地域の中で市民と一緒にやっていくのかという活動だと思うんですけれども、そうすると今回のこの計画の策定に当たって、一番中心となってどこが担っていくのかということなんですけど、介護と子育てと健康、障害者ということになると、どこが主導的にやっていかれるんでしょうか。非常に難しいなと思うんですけれども。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　まず掛布委員がおっしゃられました、社会福祉協議会が持つておる地域福祉活動計画といいますけど、こちらは社会福祉協議会のほうで計画を策定しております。第1次計画が平成17年度からの5カ年で計画を策定されました。第2次計画が平成22年度からの5カ年であります。平成26年度までの計画を現在はそのまま延長しておるという状

態でございます。

今回、平成30年度からの地域福祉計画を策定するに当たりまして、社会福祉協議会のほうで持っております地域福祉活動計画と申しますのは大変密接な関係がある計画でございますので、整合性をとりながら一体的な計画として策定をしていくつもりでございます。2年間をかけて、こちらのほうも一体的な計画として策定をしていこうということでございます。

それから、中心となるところはどこになるかということでございます。予算計上をさせていただいているということもございまして、中心になりますのは福祉課のほうで中心となりますけれども、議会の答弁のほうでもございましたけれども、各課のほうからプロジェクトチームとしての要員を出していただきまして、福祉課の職員のほうには余り大きな負担とならないようにというような配慮もさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○牧野委員 229ページの生活保護のことで聞きたいんです。ここの中で医療費扶助が4億9,695万4,000円なんですけど、これが平成27年度予算より減っているということは、対象人数とかいうのが減っているという予算にしたのか、ジェネリックがふえているから減ったのか、そこら辺の理由は何でしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 おっしゃるとおり、医療扶助費につきましては今年度の予算よりは減少をしているところでございます。過去の実績等を勘案いたしまして、またジェネリック医薬品、そういった効果も勘案いたしまして、こうした予算編成をさせていただきました。

○牧野委員 対象人数はふえつつあると私は認識しているんですけども、下がっている要因はやっぱり、今政府も言っているんですけど、できるだけジェネリックを使いなさいとか、でも、保険がきかないような高度医療は実際は受けませんよね、生活保護の場合。それはどうですかね、高度医療については。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 おっしゃるとおり、保険適用の医療ということでございます。ジェネリックに関しましても、切りかえを促進するようなチラシをつくりまして、各指定薬局さんのほうへお配りをさせてい

ただいて、削減の努力といったものをしております。

- 牧野委員 生活保護だからと言うと差別みたいに聞こえるんだけど、そういうことを生活保護受給者には特別に、医者から言っているということもないし、市から言っているのか、自発的にやっているのか、何か働きかけをされているんですかね、ジェネリック、ジェネリックということ。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 先ほども言いました、ジェネリックを使えるものはジェネリックにしてくださいというようなチラシをつくりまして、各指定の薬局さんのほうへお配りをさせていただいておりますので、生活保護の方は医療券という、保険証ではない、医療券というもので薬の提供を受けるわけですけれども、そういった方についてはジェネリックへ切りかえていただいているというふうに思っております。
- 尾関（健）委員 181ページのわかくさ園の件でお尋ねします。わかくさ園、古い図書室がありまして、土・日をオープンしておったんですが、ほとんど誰も来ないということで職員を減らすと聞いたんですが、今ここにある臨時職員賃金等、これは図書室には関係ない方の賃金ですか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 わかくさ園の管理運営事業で掲げております臨時職員等賃金でございますが、こちらはパートの保育士2人、それから環境整備員という方がお1人、通常わかくさ園の運営に関する人件費の部分でございます。
- 尾関（健）委員 今聞いたのは、図書室の管理とは関係ない方の賃金ということですね。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 はい。わかくさ園は、前は建物自体も休日に開放しておったんですけれども、やはり利用実績等が少ないといったところで、現在は園庭のみを開放させていただいておるということでございます。
- 牧野委員 同じく181ページで、社会福祉協議会支援事業で3,000万円ですけど、人件費の2,800万円というのは、これは何人対象の人件費でやっているんですか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 5人でございます。
- 牧野委員 人件費はわかりました。

あと、事業費が279万円とあるんですが、個々に事業を頼むのはそれなりにほかのお金を出しているんだけど、ここで言う社会福祉協議会補助金事業費というのは、具体的な仕事があるんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　事業費の主なものでございますけれども、社会福祉協議会は各福祉団体へ補助金を出しております。その補助金は実際には社会福祉協議会から出るんですけれども、この中に市から払う事業費分を、まず一旦市のほうが社会福祉協議会へ払いまして、それにさらに社会福祉協議会が上乘せをして各団体への補助を出しております。それから、ほかにも同じような形でボランティアグループに対する補助金といったものもございますし、それから各地元自治会さんのほうで遊具の修繕をしたり設置したりといったような補助金なども内訳として入っておるものでございます。

○掛布委員　229ページの生活保護のところなんですけれども、生活保護を受給したいという相談を年間どれほど受け付けて、この平成27年度でいいんですけど、受け付けてみえて、それに対して実際に申請に至っているのが何件ぐらい現在あって、実際に受給という決定がなされているのは何件ぐらい、その申請と実際の受給に至っているパーセンテージというのはどれぐらいなのかというのを教えてください。

あともう1個ついでに、扶助費の中で教育扶助費34人というのがあるんですけれども、小・中学生だと思んですけど、何人ずつかというのがわかったら教えてください。

あと、生活困窮者自立支援の関係で、学習支援事業というのを任意事業でやってもやらなくてもいいよとかいうのがあったと思うんですけれども、この学習支援事業というのはいらないのかどうかというのをお聞きしたいんです。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　生活保護の受け付けと申請件数ですね、平成27年度の数字、相談受け付けといったもの、それから教育扶助の中で、34人という中の小学校、中学校といったところの内訳については、ちょっと今数字を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁をさせていただきたいと思います。

それから、生活困窮者自立支援の中での任意事業としての学習支援事業でございませぬけれども、近隣の市町では、現在、岩倉市がこれを行っておるといふことございませぬけれども、聞いた話によりますと、徐々に出席者は減ってきているといふような状況でございます。いずれにいたしましても、現在行っております自立相談支援事業を行っていく中で、また近隣市町の状況なども見ながら、この学習支援事業の実施については検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

- 尾関（健）委員　183ページにわかき園の土地の借り上げ料54万7,000円とあるんですが、これは全体の何%ぐらいですか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　わかき園の敷地借り上げ料に係る土地でございます。平米で申し上げますと669平米、この部分が借り上げの対象になっております。敷地全体のパーセンテージということですが、ちょっと今その数字は持ち合わせておりませぬので、よろしくお願ひいたします。
- 藤岡委員　177ページの基幹相談事業、これは伊藤さんが議案質疑でされた部分ですけれども、基幹相談支援センターでの相談件数がメモですと2,332件中、社協のほうで2,259件をしているといふ、単純に引き算すると市の相談が73件といふことで、もう100%社協に移管するとか、そういうようなことはできないと言ったらおかしいんですけど、そういう質問は今しちやだめですか。
- 委員長　質問といふのか、これはちょっとまた違ふね、予算と。
- 藤岡委員　市でもまだ基幹相談センターを続けていくのかということになると、これも一般質問になりますね。
- 委員長　一般質問になってしまいますので、ここの金額がどういふものかだけの確認でよろしいでしょうか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　件数のことなんですけれども、基幹相談支援センターにつきましては、現在、市の福祉課の窓口に看板を掲げましてセンターを開いております。それから社会福祉協議会のほうへ委託をして、相談業務をしていただいているといふところでございます。市のほうの件数が実際には少ないんですけども、虐待絡みであるとか、そうした相談に時間を要するケースといったものを受け付けておるといふのが現状でござ



います。ですので、市の福祉課のほうでセンターとして専門職員も配置をしておるところでございますので、今後とも市の福祉課のほうでも相談支援センターのほうは設置をしていきたいと考えております。

- 牧野委員　　今の社会福祉の仕組みって、あそこもパソコンでそういうソフトがあって入れていっているのかな。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　基幹相談支援センターの、179ページの上段でございますけれども、障害者自立支援システムといったものを入れておりまして、システムをつい最近更新いたしたところでございます。
- 牧野委員　　結局、市の基幹相談窓口と社協の窓口とが連携して、同じソフトで入力をして、支払い金額なんかはお互いにわかっている、そういうことですかね。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　このソフトは、市のほうで障害福祉サービス提供の集計であるとか、そういったものを行うシステムでございますので、社会福祉協議会のほうにはこのシステム自体は入っておりません。
- 尾関（健）委員　　177ページのタクシー基本料金助成事業なんですけど、身体障害者手帳の1・2・3級と、あと、ありますね。私は5級なんですけど、見せますと1割引いてくれるんですね。この費用はどこが持っているんですか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　タクシー会社のほうに、手帳を持ってみえる方、身体療育手帳なんですけれども、料金を支払う際に手帳を掲示していただくと1割引きという制度がございます。これは、各タクシー会社が国土交通省へ認可申請を出すときに、こういうことをやりますというところの申請を出さないと認可がおりませんので、実際にその1割分というのはタクシー会社がかぶっているということになります。

実際に、今、基本料金のチケットをお配りしておるんですけども、このチケットにも、福祉課で配っておるチケットには2種類ございまして、身体障害者と療育手帳を持った方にお配りをするチケットにつきましては、割引後の基本料金という形で記載がされております。精神障害者保健福祉手帳、それから被爆者、それから戦傷病者の方については、基本料金を負担しますという形で書いてあると。

○委員長　　その他ございますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑もないようでございますので、続いて健康づくり課について……。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　先ほどのわかくさ園の敷地面積、669平米が借地であるというところでございますけれども、わかくさ園の全体の面積の比率でございますが、約28.4%です。

○委員長　　それではもとへ戻りまして、健康づくり課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　健康づくり課所管について御説明申し上げます。

初めに、歳入を御説明いたします。

予算書の26ページ、27ページ中段をお願いいたします。

12款2項3目1節保健衛生手数料の説明欄、健康づくり課所管の江南市休日急病診療所診療収入、以下3項目でございます。

次に、はねていただきまして30ページ、31ページをお願いいたします。

30ページ、31ページ中段になります。13款1項2目1節保健衛生費負担金の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、はねていただきまして34ページ、35ページでございます。

34ページ、35ページ中段をお願いいたします。13款4項3目1節保健衛生費交付金の子ども・子育て支援交付金でございます。

次に38ページ、39ページをお願いいたします。

上段の14款1項2目1節保健衛生費負担金でございます。説明欄の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、はねていただきまして40ページ、41ページをお願いいたします。

中段の14款2項3目1節保健衛生費補助金の健康づくり課所管の説明欄をお願いいたします。健康増進事業費補助金、以下4項目でございます。

次に50ページ、51ページをお願いいたします。

中段でございます。19款4項1目1節保健衛生費受託事業収入の健康づく

り課所管、特定保健指導受託収入でございます。

次に同じページの下段、同じく19款5項2目でございます。1枚はねていただきまして53ページの説明欄をお願いいたします。上から2段目でございます。7節健康診査等実費徴収費の健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。次に同じページの下段、12節雑入でございます。1枚はねていただきまして55ページ説明欄をお願いいたします。説明欄の中段になります。健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費、以下4項目でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出を申し上げます。

236ページ、237ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費でございます。このページから250ページ、251ページ中段になります。2目の環境保全費の前まで、公課費、自動車重量税、ここまでの合計14事務事業でございます。

以上で説明を終わります。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　237ページのがん検診なんですけれども、今回、個別健診の胃がん検診で新しく内視鏡カメラの検診が入るわけなんですけれども、自己負担というのはバリウムの場合と違ってくるんでしょうか。それぞれ幾らになるかということと、さっき歳入のほうで集団健診のほうは幾ら掛ける何人って出ていたんですけれども、個別健診のほうの歳入というのは、直接病院とか診療所に入って、ここには出てこないということなんですかね。

○健康づくり課長兼保健センター所長　まず胃がん検診のバリウム検診と胃カメラ検診の自己負担金でございますが、バリウム検診につきましては2,900円、胃カメラ検診につきましては3,500円を予定しております。

それから自己負担金の歳入につきましては、個別健診におきましては、自己負担金は直接医療機関のほうに支払っていただきますので、委託料から自己負担金を引いた分を医療機関のほうへ市から支払わせていただいております。

すので、予算書のほうには出てまいりません。

- 東猴委員 241ページのこうなん健康マイレージ事業ですが、一定のポイント獲得者に優待カード交付、今のところ実績というのを出ているんでしょうか。
- 健康づくり課長兼保健センター所長 実績につきましては、今回、マイレージ事業の結果という形で後ほど資料をお渡しして説明させていただく予定でございますが、優待カードの交換枚数は170枚ということで実績が出ております。
- 委員長 後ほどというのは委員協議会のことですね。わかりました。
- 掛布委員 健康マイレージなんですけれども、私もカードをもらってやっていたんですけど、くじけて最後までできずに非常に申しわけない思いで質問させてもらうんですけど、新年度予算では平成28年度はいつ実施だよという予定になっているのかということと、あと、初年度なのでなかなか枚数も伸びなかったのかなと思うんですけども、新年度はどれくらいの優待カードを予定しているかということと、市内での協力店舗というのはどれほどになっているのかなというのを教えていただけますか。
- 健康づくり課長兼保健センター所長 来年度の予定につきましては、今年度は6月の補正予算以降の実施となりましたので10月から始めさせていただきましたが、来年度は年度当初から開始することが可能でございますので、イベントがある時期ということで5月スタートの、最終は今年度と同様、1月末という形で実施をする予定で計画しております。

それから、マイカの交換枚数につきましては、今年度は1,000枚を実は予定しておりましたが、結果170枚ということでございました。来年度につきましては、また同じ方が交換にいらっしゃる可能性もございますので、新たに570人分の記念品を違ったもので準備する予定で予算を計上しております。

協力店につきましては、後ほど確認した上で報告させていただきます。

- 尾関（健）委員 237ページの個別健診の件ですが、これはどこの病院、開業医でもいいんですか。指定はないんですか。
- 健康づくり課長兼保健センター所長 個別健診の実施医療機関につきましては、毎年度、実施医療機関のほうにアンケート調査をいたしまして、実施

可能と御返事いただいたところについて実施をしていただくという形になっておりますので、江南市内全ての医療機関とは限りません。手を挙げていただいた医療機関という形になりまして、市民の方には広報でお知らせをしております。

- 尾関（健）委員　私も後期高齢者になったのですが、それまでは現役の会社のときの保険で一宮市の大病院でずうっと来たんですね。今度、後期高齢者の保険にかわったんですが、保険証も。これは従来の一宮市にある大病院でもできるんですか、検査は。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　後期高齢者健診の実施医療機関につきましては、がん検診と同様に、特定健診、後期高齢者健診の実施医療機関のアンケート調査によって手を挙げていただいたところという形で、同様にしておりますので、江南市内の医療機関に限ります。
- 掛布委員　がん検診の受診率アップですけれども、市長の施政方針の中で受診率を上げますという表明があったんですけれども、具体的に新年度で受診率アップの対策、方策というのは考えてもらっているのでしょうか。本当に鈴木議員が言ってみえたように、金額をもっと下げないと値段が高いので、あと健診の機会をふやさないと、もっと気軽に受けられるようにしないとかなかなか難しいのかなと思うんですけど、受診率アップの対策というのはあるのかということなんです。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　来年度につきましては、一般質問の鈴木議員の答弁の中でもお話をさせていただきましたように、胃カメラ検診を実施することで、今までバリウムを飲むことに抵抗があり胃がん検診を受けられなかった方が、受けていただけるのではないかと期待をしているところでございます。実際のがん検診の受診率は、現在、横ばい状態でございますので、ポスターを張る等いろいろな方策をとっておりますが、なかなか思うように上がらないのが実情となっております。

予算計上の折には、どうしても実績を見ながら予算計上してまいりますので、受診率が上がった時点では流用、補正等を検討しなければいけない状態になるかというふうには予想をしております。昨年度はタレントの方のがんの告知等がございまして、その折には一旦受診者が殺到するというような状

況がございましたが、年度末になりまして徐々にそれもおさまってきたというところで、今のところ今年度の受診率は昨年度と同様の受診率でおさまりそうな認識でございます。

○藤岡委員 249ページの地域医療推進支援事業の第2次救急医療対策費、これは救急車で運ばれる第2次だと思えるんですけど、江南厚生病院はよくわかるんですけど、犬山中央病院とかほどのぐらい運ばれているのかなといえますか、数はわからないかもしれないんですけど、この金額というのはどこで決められるというか、どこからこの金額が出てきているのか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 第2次救急医療対策費補助金につきましては、尾北医師会管内の病院さんにお出ししている補助金となり、現在は江南厚生病院と総合犬山中央病院とさくら総合病院の3カ所となっております。こちらの補助金につきましては、まず人口によって人口割、それから救急搬送の実績により案分、それから、3カ所の病院で輪番で対応していただいておりますので、その輪番の日数等を勘案して補助金を3市2町で負担しております。

○掛布委員 今の249ページの病院、医師会等への補助金なんですけれども、まとまった下のところに尾北歯科医師会に対する地域保健事業推進補助金100万円とか、その上に尾北医師会に対する地域保健事業推進補助金552万3,000円とか、かなりの額で、ほかのところは直接救急病院とかに入るので、その運営費に充てられるんだらうなというのはわかるんですけど、この尾北医師会とか歯科医師会に入っている補助金というのは、どういう使われ方をしていくんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まず歯科医師会に対します地域保健事業推進補助金につきましては、年に2回、歯の健康センターという事業を日曜日、6月と秋口にしております、そちらに協力実施していただく補助金等がこちらの内容となっております。

それから医師会に対しましての補助金につきましては、まずこちらの地域保健事業推進費補助金の趣旨としましては、市民の健康保持増進と適切な医療の確保、疾病の予防、治療及び介護保険法施行に伴う健康相談などの保健事業に対する補助金としまして、まず補助の対象となる事業は、(1)委員会、

協議会及び研修会の設置及び運営事業、(2)地域ケア、難病等、各種調査事業、(3)ホームヘルパー2級の講習会実施事業、(4)その他地域医療推進にかかわる事業としております。ただ、この中の(3)ホームヘルパー2級の講習会実施事業につきましては、現在、中断している状況でございます。介護保険法が実施された後には、介護保険に関連する事業もこちらに含まれてきておりますが、尾北医師会に対する補助金としては健康づくり課が窓口として実施させていただいているという状況でございます。

○伊神委員 243ページの動物保護・管理事業の犬の件ですけど、最近、野良犬がほとんど見なくなって安心していますが、犬の登録件数と、それに対する狂犬病の予防注射ですね、これが件数でもいいし、何割が予防注射をしているという結果はわかりますか。この間、50年ぶりに1件狂犬病が発生したというようなニュースだったか新聞だったかで私は記憶があるものですから、そののちをちょっとお聞きしたい。

○健康づくり課長兼保健センター所長 実績は、平成26年度の実績まで出ておりますので、平成26年度でお話しさせていただきます。犬の登録頭数が6,289頭、狂犬病予防注射の接種頭数が5,075頭でございます。ただ、この予防接種に関しましては、老犬、病気にて予防接種をするには体力がもたないと医師が判断したものに関しては予防接種の猶予をするという猶予証明が出ておりますので、その猶予証明が出ておりますのが176頭でございます。登録頭数と予防接種の実施頭数及び猶予証明書の提出頭数から接種率を導きますと、83.5%となっております。

○委員長 そのほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩をいたします。

午後2時25分 休 憩

午後2時45分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

先ほどの答弁が保留になっております。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 先ほど掛布委員さんの御質問の保留になっておりました答弁をさせていただきます。

まず、平成27年度の2月まででございますが、生活保護に関する相談件数でございますが、121件ございました。このうち申請書を提出していただいたのが67件、その結果、保護の開始に至った件数が66件でございます。

それから、教育扶助費のほうに掲げられておりました子供34人の内訳でございますが、小学生が20人、中学生が14人でございます。以上でございます。

○健康づくり課長兼保健センター所長 先ほど御質問のございましたマイレージの協力店でございますが、江南市内では2月29日現在で13店舗でございます。

○委員長 続きまして、保険年金課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、保険年金課の所管に属します歳入歳出につきまして御説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

予算書の28、29ページをお願いしたいと思います。

13款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、備考欄の下段にございます国民健康保険基盤安定負担金でございます。

少し飛んでいただきまして34ページ、35ページをお願いしたいと思います。

上段にございます13款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、備考欄の下段にございます基礎年金等事務費委託金と協力連携事務費委託金でございます。

1枚はねていただきまして36ページ、37ページをお願いしたいと思います。

14款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、備考欄の下段にございます国民健康保険基盤安定負担金と後期高齢者医療保険基盤安定負担金でございます。

1枚はねていただきまして38ページ、39ページをお願いいたします。

14款2項2目1節社会福祉費補助金ですが、備考欄の下段にございます後期高齢者福祉医療費補助金初め6件でございます。40ページ、41ページをお願いしたいと思います。41ページの上段にございます、こちらは2節の児童福祉費の補助金でございますが、母子・父子家庭医療費補助金を初め4件でございます。



少し飛んでいただきまして48ページ、49ページをお願いいたします。

上段にございます17款1項1目1節特別会計繰入金のうち、後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。

はねていただきまして50ページ、51ページをお願いしたいと思います。

19款5項2目雑入の5節医療費付加給付徴収金にあります高額療養費等徴収金でございます。少し飛んでいただきまして54ページ、55ページをお願いいたします。こちらは19款5項2目12節の雑入のうち、中段にございます後期高齢者健康診査委託費と後期高齢者医療制度特別対策補助金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

182ページ、183ページをお願いしたいと思います。

下段にございます3款1項3目は社会保障費で、183ページにございます説明欄のうち、人件費等から、ずうっと進んでいただきまして192ページ、193ページをお願いいたします。最上段にございます年金推進事業まで14事業でございます。

次に、少し飛んでいただきまして224ページ、225ページをお願いしたいと思います。

中段にございます3款2項2目は医療助成費で、225ページの説明欄の福祉医療費助成事業と、その下にございます子ども医療費助成事業でございます。

以上でございます。なお、補足説明はございません。よろしく願いを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊神委員　ちょっと確認ですけど、191ページの、議会で説明ありましたが、後期高齢者人間ドック助成事業、ちょっと確認で申しわけないんですけど、人間ドック500人で6,400円という数字は、これは補助金ですか、個人負担金、どっちでしたか。

○保険年金課長　6,400円につきましては、本人さんがドックを受診される際に医療機関にお支払いをいただく分ということになります。

- 伊神委員 個人負担金ね。脳検査のほうが200人で、これが個人負担金が1万2,000円ということですね。
- 保険年金課長 そのとおりでございます。
- 伊神委員 脳検査というのは脳だけでわかるんですが、人間ドックというのと、この脳検査というのは入らないわけですね。この区分がわからんもんですから、人間ドックというのと、つと考えると全部と思っちゃうんですけど、この金額からいくと、脳検査は人間ドックには入らないということによろしいですか。
- 保険年金課長 国民健康保険が行う人間ドックでは、人間ドックと脳検査、それから肺がんの検査ということで、3本立てで実施しておるところでございますけれども、今回、後期高齢者の人間ドックという事業でございますけれども、肺がんの検査につきましては補助対象になっていないことから今回は見合わせたということでございますので、人間ドックと脳検査ということでございまして、肺の検査は受けていただけないという内容になっております。
- 委員長 今の伊神委員の質問は、人間ドックに脳検査のほうは含まないという形ではよかったですかという質問なんですが。
- 保険年金課長 そのとおりでございます。
- 牧野委員 189ページの心身障害者医療費助成事業のうち、扶助費、医療扶助費なんですけど、これが年々ふえてきていると思うんですけど、これは基本的には戦略プロジェクトの目的で、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人が精神治療以外でも、歯医者でも風邪でもいいとなったんだけれども、その分の純増ということですか。それ以外に何かあるんですか。
- 保険年金課長 189ページの心身障害者の医療費助成事業の医療扶助費につきましては、精神障害者と身体障害者の方の医療助成ということで掲げておるわけでございますけれども、ほとんど対象者の増減はございませんので、100%ではございませんが、今回の戦略プロジェクトの単純にふえた分というふうに考えていただいて構わないかと思います。
- 牧野委員 身体障害はほとんど医療が無料だったんかね。精神障害1・2級の他医療を無料にしたのが平成27年4月なんだけど、もともと身体障害は

どうでしたかね。

- 保険年金課長 身体障害者の方については、どの医療機関にかかっても全額助成というふうになっております。
- 牧野委員 ということは、やっぱり精神医療の1・2級の人の医療費全額無料が年々ふえてきた主な要因と捉えているということですね。予定どおりのふえ方ですかね、これは。
- 保険年金課長 平成27年度がまだ4月にスタートしまして1年くくれておりませんので、何とも言えない部分もございますけれども、思ったより多くかかっているというふうに認識を今しております。ただ、まだ最後、決算をくくってみないとわからないという部分でもありますので、お願いをしたいと思います。
- 牧野委員 この制度を導入するとき大体これぐらいふえるかなという予定数字を聞いておったんだけど、平成27年度予算も大体それぐらいいって、なおかつそれをちょっとふやしなうらということで、予想より上がっているということですかね。
- 保険年金課長 平成27年度の当初予算を計上するに当たりまして参考といたしましたのは、一番最初に、北名古屋市が1人当たり5万円ぐらいかかっているということをお聞きしたものですから、当初そのつもりでございました。その後、人口の割合が近い東海市がございますけれども、そこが約4万円というデータもございましたので、4万円で組んで出たわけですけれども、実際には5万円近くかかっているということで、先ほど申し上げましたように、ちょっとオーバーするんじゃないかなと危惧しているところは、そういったところであるということでございます。
- 掛布委員 191ページの先ほど質疑がありました後期高齢者の人間ドックの内容なんですけれども、後期高齢者の健康診査の中身とどう違っているのかということをお簡単に教えていただきたいのと、あと、後期高齢者の健康診査の委託費として特定財源が来ているんですけれども、これは後期高齢者は何人中何人分という多分想定をして入ってきていると思うんですけれども、これは何%ぐらいで来ているんですか。
- 保険年金課長 最初に、健康診査と人間ドックの違いということでございます。

ます。そもそも健康診査というのはメタボリックシンドロームに着眼をしておるといふのをひとつ御理解いただいた上でお願いしたいんですけれども、まずドックにあって健康診査にないのは、眼圧の検査でございます。それから大腸がんの検査も、ドックにはありますけれども、健康診査ではございません。それから胃部及び胸部のエックス線の直接撮影、こちらはドックはやりますけれども、健康診査のほうはない。それから肺機能検査、こちらもドックはやりますけれども、健康診査のほうはやりません。それから腹部の超音波の検査がありますけど、こちらはドックはやりますが、健康診査はやらないといった違いがあると認識しております。

それからパーセンテージでございますけれども、後期の被保険者数が約1万2,000人でございますが、6,500人を想定して予算の歳入歳出を計上しておるところでございます。

○牧野委員　225ページで、子ども医療費助成事業で5億3,165万3,000円予定しているんですけど、これは新市長の公約どおりいろいろ進んできて、平成27年度の決算が出てないんですけど、平成27年度の中学生の1割負担云々、これは予定どおり進んでいるという予測でももちろんはじいたんですよ。ですので、大体予測どおりの金額で平成27年度が進みそうかということをもっと聞きたいんですけど。

○保険年金課長　平成27年度で拡大をした部分でございますけれども、まず小4から小6は、3分の2でそのままですけれども、現物給付ということで、病院で支払いが完結するという形をとらせていただきました。それから中1から中3は、3分の2助成で、やはり現物給付ということで、それぞれ平成27年4月から始まりまして、支払いは2カ月おくれということで、10カ月分それぞれ5,000万円ずつを予算計上いたしました。

これに対して、先ほど少し話題にも出ましたインフルエンザの流行などがございますので、ちょっと読み切れない部分もありますけれども、小4から小6につきましては5,000万円に対して約4,300万円ぐらいになりそうかなと読んでおりますが、中1から中3のほうは、ちょっとこの辺もまだわかりませんが、3,000万円ぐらいで、こちらのほうは割と余裕があったと考えております。

今度、平成28年度でございますけれども、残りの3分の2を全額にするということでございますので、先ほどの1億円に対しまして5,000万円、6学年ですね、小4、小5、小6、中1、中2、中3で5,000万円を計上させていただいておりますけれども、こちら決算見込みは何とも、全額になるということで受診がふえるかもわかりませんので、まだちょっとここは1年たないとわからないと覚えているところでございます。

○掛布委員 185ページの国保の関係なんですけれども、中ほどに収納対策事業というのがあって、収納対策って国保税についても収納課じゃなかったのかなと思ったんですけど、これは何をやっていく事業なのかなということと、その下の保険推進事業の中の優良家庭表彰記念品代400人って、ああ、こんなことをやってもらっていたのかなと。これは何でしたでしょうかということと、最後、国保の一般会計の繰出金のことで、国保の都道府県単位化を目指して国が平成27年度から、1,700億円ですか、全体で。それを江南市も含めて全自治体のほうに交付金をふやしているんですけれども、たしか平成27年度は9,000万円ぐらい保険基盤安定繰出金として余分に来たと思うんですけれども、平成28年度はそれが幾らということで予算に上げているのかということをお教えいただきたいと。

○保険年金課長 最初の質問でございます。185ページ、収納対策事業ということで、国民健康保険税の課税を保険年金課でいたしますと、収納課のほうで受けていただくというようなイメージをするかと思っておりますけれども、こちらに計上してありますのは、その納めていただくまでの納付書、こちらに書いてございますが、そういったものの印刷代、それから納付書を送るための郵便料、それから下にあります委託料につきましては、コンビニで納めていただいたときのコンビニに対する収納の代行の委託料ですとか、口座引き落としをしたときの、これはUFJが取りまとめていただいておりますものということでございますので、そういった経費につきましては保険年金課で計上しておるというところでございます。

次に、保険推進事業の優良家庭表彰記念品代ということでございますけれども、簡単に内容を御紹介させていただきますと、前年度一年間病院にかかれなかった方、それから前年度の国民健康保険税を全て期限内に納付して

いただいた方、その年、平成27年度でしたら12月1日現在に国保に加入をされておる方ということで、3つの条件を満たした方については1,000円相当の記念品、洗剤の詰め合わせですとか、毎年変わりますけれども、こういったものを記念品としてお配りをしておるということでございます。ちなみに平成27年度は314件ございました。

それから最後の御質問は、185ページ、繰出金のうち保険基盤安定の繰出金ということで、今委員さんが御紹介いただいたように、1,700億円を全自治体に配分されたということで、約1億円ぐらい平成27年度で影響があったというふうに考えております。平成28年度につきましては、これも1年間と申しますか、平成28年10月1日現在の状況で判断をいたしますので今は何とも申し上げられませんが、恐らく8,000万円から9,000万円ぐらいの影響があるものというふうに考えておるところでございます。

○委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて教育委員会事務局教育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼少年センター所長 では、教育課のほうについて御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

予算書及び予算説明書のほうでございます。

まず歳入でございますが、22ページ、23ページでございます。

22ページ、23ページの12款1項7目1節の小学校使用料と、2節の中学校使用料及び25ページのほうをお願いします。25ページの中段にございます4節保健体育使用料のうち、教育課分でございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

中段にございます13款2項4目1節教育総務費補助金と、2節の小学校費補助金、その下の3節中学校費補助金でございます。

42ページ、43ページをお願いいたします。

上段にございます14款2項6目1節教育総務費補助金。

それから、最下段にございます14款3項6目1節教育総務費委託金でござ

います。

46ページ、47ページをお願いいたします。

中段のほうにございます15款1項2目1節利子及び配当金の教育課分で、江南市教育文化振興基金の利子ということでございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

中段にございます17款2項1目1節基金繰入金のうち、教育課分で、江南市ふるさと応援事業基金繰入金と、江南市教育文化振興基金繰入金でござい  
ます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

中段にございます19款5項2目10節学校給食センター給食費徴収金及び11  
節電話料収入のうち、教育課分で、学校施設の電話使用料でござい  
ます。56  
ページ、57ページをお願いいたします。中段にございます19款5項2目12節  
雑入のうち、教育課分で、太陽光発電余剰電力売り払い収入ほか3件でござ  
います。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

370ページ、371ページをお願いいたします。

中段でございますが、10款1項1目の教育支援費から、412ページ、413ペ  
ージ、10款3項1目中学校費までと、少し飛んでいただきますが、446ペ  
ージ、447ページの下段でござい  
ます。ここから452ページ、453ページまでの  
10款5項2目学校給食費でござい  
ます。

なお、当初予算説明資料におきましては、14ページのほうに施設長寿命化  
事業の対象事業といたしまして2項目を掲載いたしております。

それから15ページのほうには、ふるさと寄附事業の対象事業といたしまし  
て1項目を掲載いたしております。

説明は以上でござい  
ます。補足説明はござい  
ません。よろしくお願  
いをい  
た  
し  
ま  
す。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊神委員 409ページの学校管理運営事業でありますけれども、これの太  
陽光発電余剰電力売り払い収入というのが26万7,000円、これは学校何校分

の金額になっておりますか。

- 教育課長兼少年センター所長 太陽光発電につきましては、古知野中学校と北部中学校の体育館の屋根に設置いたしております太陽光発電装置により発電をいたしました余剰電力の売り払い収入ということでございます。
- 伊神委員 2校分ということですね。この太陽光をやった建設費というのがあるんですが、つけたね。それと、何年でもとを引けるかというような、この金額からしてですね。そのような見方というか、何か出ますか。
- 教育課長兼少年センター所長 現在、明確な数字は持ち合わせておりませんが、国のほうの予算で多くを割いて設置いたしましたものでございます。なお、こちらの予算に組んでございますような金額、それぞれ学校ごと、北部と古知野中学校でそれぞれ若干の差異はございますが、年間こうした予算をつけてこれだけの収入があるということでございますので、ちょっとその数字的なものは今お答えすることはできません。
- 牧野委員 383ページで、私が知らないだけだと思いますけど、ちょっと説明が欲しいので。383ページの適応指導教室事業のメンタルフレンドとカウンセラーですけど、どんな人が何人ずつで、その対象者というのか、実績まではいいいんですけど、ちょっとそこの説明をいただけますかね。
- 教育課長兼少年センター所長 適応指導教室、体育館のほうに設置してございますが、そちらの中で、メンタルフレンドについては5名分を今予定いたしております。主に大学生を中心としたといいますか、お子さん方の状況によって御家庭を訪問して寄り添ってということをお願いしているということでございます。カウンセラーは、特定の方を依頼する形で、年間22日、相談をお願いしておるということでございます。
- 牧野委員 確認です。この5名の大学生、前からやっているんだけど、ふやしているわけじゃなしに、なかなかいい実績というのか、効果が上がっているということで継続していくということですか。
- 教育課長兼少年センター所長 5名という定員ではございますが、それぞれ登録はしていただきますが、実際に訪問ということになりますと、やはりお子さんの事情等が絡むものですから、全ての方が全員お邪魔しているということではございません。ですから、必要に応じて登録の中から御家庭を訪



問するという形でございます。

○牧野委員　これは単価的にはすごく安いんで、僕に言わせるとボランティアみたいな感じがするんですけど、別段その報酬に対する何かはないのか。従来どうなんですかね、この金額というのは。

○教育課長兼少年センター所長　特にその辺は変更ございません。

○牧野委員　このカウンセラーというのは資格のあるお医者さんなんですか。

○教育課長兼少年センター所長　臨床心理士の資格を持たれた方でございます。

○東猴委員　373ページの英語指導助手配置事業なんですけど、これはちょっと私は余りわかってないんですけども、これは4人おられるということですが、1クラス当たり1カ月で大体この英語指導助手を使った授業というのは何回ぐらい行われるものなんでしょうか。

あと、業務委託が1,600万円なんですけど、賃金はその10分の1ぐらいなんですけど、これは民間業者かなんかに委託されていたりするんですか。

○教育課長兼少年センター所長　まず、4名といいますか、3名の方に来ていただく業務委託契約が1つと、それからあと、小学校3年生、4年生に特化しておりますが、個人を直接雇用しておるということで今お願いしているところでございます。

それで、実際の活動時間でございますが、小学校の、個人契約しておりますが、3・4年生については1学級当たり年間8時間、それから業務委託契約の中に含まれます小学校の1・2年生は1学級当たり年間3時間、それから5・6年生は1学級当たり年間25時間。それから中学校につきましては、1・2年生ですが、1学級当たり年間9時間、3年生については年間7時間といった内容で今お願いをしているということでございます。

○東猴委員　英語指導助手なんですけど、これは具体的には何をやられているんですか。英語の先生の助手をしているのか、スピーキング、トーキングとか、そういったものを直接教える時間なのか。

○教育課長兼少年センター所長　学校には当然専科の先生もお見えになりますので、その方の補助といいますか、現場での指示はございませんが、直接教育委員会との契約、指導的な内容の中で現場において補助していただくと

いうこととでございます。

○掛布委員 449ページの学校給食のところなんですけれども、中ほどにあります施設設備整備事業の工事請負費に、ガス回転釜等撤去工事とか、フライヤー撤去工事というのがあるんですけど、撤去しちゃった後どうするかというのがないんですけど、これはどういうことなんだろうということと、もう1つ、南部の給食センターにトイレの改修という、調理員さん用のトイレを改修するということなんですけど、工事の時期とか内容について教えてくださいたいと思います。

○教育課長兼少年センター所長 まず、フライヤーとガス回転釜等の撤去工事ということとでございます。こちらにつきましては、それぞれ南部学校給食センターでございます。それで、昭和55年、南部の開設当時から設置をされておるものでございます。現在は使用しておらない機器となっております。撤去することによりまして作業動線を確保し、衛生管理を適切に実施してまいるということとでございます。

それから、南部のトイレの改修でございます。こちらにつきましては、学校給食法に基づきます学校給食衛生管理基準におきまして、学校給食従事者の専用の手洗い設備、こちらは全室、それからトイレの個室に設置することといった規定がなされております。望ましい設備に改修をする必要がありますことから、より安心・安全な給食の提供が可能となるよう実施するというものでございます。こちらの工事につきましては夏休みを予定しているということとでございます。

○牧野委員 407ページで、中学校で情報教育推進事業、これは既存のこととで、ちょっと僕が知らないから聞いているだけですが、教育用コンピューター機器借り上げ料でお金を払っているんですけど、どんなものを入れて、各中学校5校に何台ずつ、同じものだと思うが、どんな機器が入っているんですかね。

○教育課長兼少年センター所長 教育用コンピューターにつきましては、子供たち用ということとでございます。それから校務用ということは学校の先生用ということで、それぞれの児童・生徒数、それから先生の教職員数に応じて、必要に応じて配置しているというものでございます。

- 牧野委員　　実態を僕は見てないのでいけないんですが、例えばそういう部屋があって、40台同じものがセットしてあって、1クラスずつ各中学校に置いてあるということですかね、実際には。
- 教育課長兼少年センター所長　　各小・中学校、コンピュータールームというのがございますので、そこで子供たちが1クラス分使えるような形にはなっております。あとは、それに加えて先ほど申しあげました学校の先生用のコンピューターということでございます。
- 牧野委員　　小学校はどこに載っていますかね、小学校のコンピューター機器。
- 教育課長兼少年センター所長　　393ページの一番下段のほうでございませぬ。
- 牧野委員　　それで、今、小学生にプログラミングする教育をしようというのを文科省が言い出したと思うんですが、そういうことはちょっと聞き間違いでしょうかね。そういった事業をしていくんですかね、平成28年度。
- 教育課管理指導主事　　話題としては承知をしておりますけれども、平成28年度にそのプログラミングの事業を行っていくことというふうにはなっておりませんので、今のところ江南市内においてもそれを実施する計画にはなっておりません。
- 牧野委員　　それは教師の問題なんですけど、機器はあるんだけど、なかなか大変だなと思って、そういうプロみたいな人を引っ張ってこないと、パソコンがあるからやれるというものでもないので大変だなと思うんですけど、まだやらなきゃならんことじゃないということですね。
- 尾関（健）委員　　381ページの下段に心の教室相談員というのが出ていますが、この相手は、よく学校の先生も教育が必要だと耳にするんですが、対象者は子供さんか学校の先生か。
- 教育課長兼少年センター所長　　多くは児童・生徒がということでございますが、中には教職員のほうもかかわってくるということでございます。
- 掛布委員　　451ページのところに、中ほどに給食用物資購入選定事業というのがあって、選定委員会というのがありますが、その下のところに賄い材料費ということで、小・中学校の職員、児童・生徒、これは給食セ

ンターでつくっている食材の材料費が全てここに金額として上がってきているというふうに理解をすればよろしいですか。

○教育課長兼少年センター所長　　そういうことでございます。

○伊神委員　　403ページ、中学生の海外研修、毎年言っていますが、どうしても変わらないしということで、8万5,000円で個人負担と市の負担ということで17万円ですか、この旅費があれば、17万円というところでもずうっと行けそうな気がするんですけど、ちなみに、前も聞いたかもしれんけど、一宮市とか小牧市、岩倉市はどこへ行っていますか。

○教育課長兼少年センター所長　　今は承知しておりません。

○伊神委員　　これは毎年の要望ですけど、17万円をせつかく出すんですから、それだけの価値を、十分成果が上がるように望んでおりますので、要望ですけど、お願いします。

○掛布委員　　373ページに図書館の司書配置事業ということで、学校の図書館の司書さんを1名増員していただいて9人にしていただけるということで喜んでいるんですけども、1名増員される方の配置というのはどういう配置の仕方をされるのかなということと、以前から中心になる学校司書さんの旅費が出ていないということ指摘させてもらっていたと思うんですけども、それはつけていただいているというふうに理解すればいいですか。

○教育課長兼少年センター所長　　まずもって配置につきましては、現在、1名がふえたという9名の中で、学校の状況、児童・生徒数を踏まえた学校の状況を踏まえて検討している最中でございます。

それから旅費につきましては、1度、学校の状況を確認させていただきました。やはり月に一、二回程度、学校と江南市立図書館のほうの行き来、往復するような機会があるということがございましたので、そちらのほうの旅費ということで今回計上させていただいております。

○掛布委員　　379ページのところに指導主事配置事業ということで、1名増員して、説明のときでしたか質疑のときでしたか、指導主事さんを3名体制でということなんですけれども、費用がどこから出てくるのか、県の負担でという説明があったんですけど、県が1名増員分を全額負担してくれるということなんですか。その県が負担する条件というか、そういうものはあ

るんですか。

- 教育課長兼少年センター所長　　まず3名体制ということでございますが、学校におきます教育課程とか学習指導、こういったことを初め生徒指導、進路指導、教職員の研修、保健安全などの指導につきまして、今まで以上に多岐にわたる職務が求められておるところでございます。そしてまた現在、コミュニティースクールの推進も図る必要が今ございます。そうしたことから、来年度から現在の2名体制から3名体制にぜひ持っていききたいなということでございます。

そして費用でございますが、給料、諸手当、それから児童手当は、県が支給し、その2分の1を市が負担すると。いわゆる県と市が2分の1ずつを持つという今年度までの状況がございます。ただ、派遣指導主事制度の見直しがございます。来年度から平成30年度までの3年間ということでございますが、中核市以外の市につきまして指導主事を増員する場合、2名までが各市に当てられた該当の人数でございますが、増員する場合、県の負担割合が3分の1で、いわゆる県の負担が3分の1ということは市の負担が3分の2でございます。余計にふえるということでございますが、それで3人目が派遣していただけると。

また、今までお2人とも2分の1、2分の1でございましたが、お1人目はそれでいけるんですけれども、2人目については県の負担割合をまた3分の1とすると。ですから3名体制にしますと、平成28年度の場合、1人目については市の負担は2分の1、2人目と3人目については市の負担は3分の2になると。そういったことで、ちょっと制度改正がございましたということでございます。以上です。

- 掛布委員　　恐らくコミュニティースクールの推進ということがまち・ひと・しごとのほうにも書き込まれましたので、それを今答弁の中にもあったと思うんですけれども、平成28年度で新たに北部中学校と草井小学校、古知野北小学校にコミュニティースクール導入のための準備にかかっていくというような説明が、まあ北部のほうという言い方だったんですけど、北部中学校校下ということらしいんですけれども、本当に教育委員会の中できちんと議論してやってもらっているのかなと。そんなに急がなくても、それぞれの

地域には地域の事情というものがありますし、本当に地域の人たちは忙しく、いろんなところに地域の力と言われて、高齢者の見守りのほうも頑張らないといけないし、それこそ子供たちのほうも頑張らないといけないし、それこそ防災のほうも頑張らなきゃいけないということで、どこを切っても同じ人が出ていかないといけないというような中で、本当に問題を抱えている、もう地域が出ていかないといけないという地域のほうから声が上がってコミュニティースクールというならともかく、上のほうから今度は北部中学校校下だよみたいなふうに唐突に言われてもまずいと……。

○牧野委員 要点よく、一般質問じゃないんだから、ぱっぱっとやってください。

○掛布委員 と思いますが、どんな説明がされているのかというのをお聞きしたいんですけど。

○教育長 今の御質問は、我々が地域に対してどんな説明をしてこれを実施していこうかという質問というふうに捉えればいいですかね。

まずコミュニティースクールですが、やはり学校教育、今、現状を考えたときに、いろんな地域の不審者、これは本当に私はメールで何回も見ます。なれてきてしまったなという、ある意味では危機感であります。そのことだけ言うと、不審者の対策かと言われると、これは誤解があつてとてもつらいことではありますが、やはり学校教育が、本当に質の高い学校教育が進んでいくためには、地域がどんな状況であるということは、私はとても大きなことにかかわってくると思います。

そういう点で、学校がやはり地域のおらが学校というような存在になっていくために、これは教員だけの努力ではなかなか難しい点がありますので、地域がそうした子供たちをどんなふうに育てるかというような、そんな意識を住民の皆さんが持っていただくことが、これは本当にずっと人間の生活が続く限り、学校がある限り大事な課題ではないかという、そういったある意味では大上段に振り構えた内容というふうに考えております。

そういう中でありますので、学校への説明に関しては、いろんな場の中で説明をしております。また、文科省のほうからの関係、いわゆるそういったことに理解のある、また実践にかかわった人を呼んで学習をしたりしてお

ります。

それで、西部中校下の場合においては、今度、学校運営推進協議会に委員になっていただき、そして力を出していただく人たちに関しては、数回、私たちのほうの意図を知ってもらうために、理解してもらうために会議を持ったりして説明をしております。それで、ついこの間でありましたが、区長さんたちに対しても、どんな我々は考えを持っているかということで説明の機会を持たせていただきました。

それで、北中地区に関しては、来年度から準備に入っていくということで、学校の関係者に対しては、校長会での話をしていることに加えて、北中地区の校下の校長先生方には特にまた集まってもらって、質問を聞いたりして、これを理解していただいております。今度、間もなく3月の、日にちは17日でしたか、ちょっとこれは不確かではありますが、区長さんたちが学校へ来ていただく機会がありますので、その機会を捉えてまたコミュニティースクールの運営に関して話をして、また質問にも答えていきたいというような状況であります。

- 尾関（健）委員　　373ページに英語指導助手4名とあるんですが、この4名の国籍と、4名で1,800万円ということは1人500万円弱ですが、これは雇用形態はバイトの方でしょうか。それと、この4名、費用は全部一緒ですか。
- 教育課長兼少年センター所長　　まず、先ほどもちょっと御説明申し上げましたが、業務委託料という13節に委託料がございます。こちらのほうが業者のほうと業務委託契約を結んでいくということでございます。その仕様の中で、3名の方に小・中学校をお願いすると。小学校2名、中学校1名で回っていただくような仕様になっているものですから、これが1人当たりという換算になるといけません、あくまでもこれは業者との契約ということでございます。それから7節に賃金がございます。これがいわゆる直接雇用、パート職員として直接雇用している日本人の方ですけれども、その方に対する賃金分ということになっております。

先ほどの、母国語を一応英語ということでお願いをしておることになっていきますので、具体的な国籍については今ちょっと調査しておりますので、後ほどまた答弁させていただきます。

- 掛布委員　　383ページの適応指導教室で、先ほど質疑もあったんですけれども、江南市の不登校の出現率というのが非常に高いというのを一般質問かなんかでお聞きして非常にショックを受けているわけで、もっと本当にこのところに力を入れて居場所をつくってあげないといけないなというところに持ってきて、体育館がもうすぐ壊れると。適応指導教室の場所がなくなるということで、恐らく指導員さん、室長さん初め来ている子供たちもだんだん不安になってくるんじゃないかと思うんですけれども、どこにかわりの場所を見つけていくかということについて、どこまで進んでいるかなという、検討がですね。なかなか適切どころというのがなければ、それこそ学童をつくるみたいに、どこかに専用の施設をつくるということも考えないといけない。
- 教育課長兼少年センター所長　　現時点でございますが、市内の公共施設を考えておるといところでございます。例えば現時点の地域情報センターの2階ですとか、それは例えばでございますが、そういった公共施設を考慮しているという段階で、体育館の開設に合わせる形で、そういうふうに移転が可能であればということで今検討をしかけておるといことで、まだ明確にこちらということではございませんけれども、そんなことでの検討ということでございます。
- 藤岡委員　　377ページの教職員研修事業の中の現職教育なんですけれども、この費用はどういう費用、各小・中学校ごとのやっている現職教育の合算なのか、江南市内全体でこういう現職教育をやっているのか、どういう金額の出し方なんでしょうか。
- 教育課長兼少年センター所長　　予算の積算上でございますが、いわゆる小・中学校の先生方という対象でございます。江南市が独自でということでございますが、その先生方に対しまして、研修事業に要する経費に予算の範囲内において委託をしていくということでございます。計算上は、教職員に1人当たり3,400円を乗じてこの委託料を積算しておるといことでございます。
- 藤岡委員　　ということは、個人の先生にその費用を渡して、個人の先生がそれぞれ自分で何か研修していらっしゃるよという費用ですか。



○教育課長兼少年センター所長　あくまでも委託をさせていただきますので、個々にお渡しするとかそういうのではなくて、それぞれの現職教育活動をやっていただくということでございます。

○藤岡委員　今度は別のことで、403ページの体育・文化活動推進事業の部活動指導員謝礼というのと、あと405ページ、次のページの部活動の嘱託講師の謝礼という、この違いと、今、中学校の部活動をだんだん外部委託するようになって、お願いするようになってきていると思いますが、その今もし数字がわかれば、どのぐらいの中学校で何人ぐらいのそういった外部指導員をお願いしているのかというのがわかれば。

○教育課長兼少年センター所長　部活動の指導員の謝礼といったものでございます。これは、いわゆる部活動の振興を図るためということで、中学校におきます部活動の指導事業費、こちらの支給ということでございます。支給の対象者というのは、学校から委嘱を受けた部活動の指導員、いわゆる学校の教職員、先生方ということでございます。交付の条件というのがございまして、学校でつくります学校経営案のほうに位置づけがされている、それから年間計画を作成して計画的かつ継続的な部活動であるということ、それから週休日とか休日などに行われます部活動において活動時間が4時間未満ということ限定として、予算の範囲内で支給をしているというものでございます。

あと、部活動嘱託講師の配置事業ということでございます。こちらにつきましては、学校からの推薦をいただきまして、毎年お願いしているということでございます。各学校に4名ずつ、5校に対して予算計上しているということでございます。今年度につきましては、1校のみちょっとお1人の方が見えなくて、4校が4名、それから1校が3名といった状況にございます。

○尾関（健）委員　379ページの最後のほうに丹葉地方という言葉が、これはあちこち出てくるんですが、随分これはクラシックな名前でも懐かしいんですが、現在の行政地区からいったらどこを指すんでしょうか。

○教育課長兼少年センター所長　私ども江南市と犬山市、岩倉市、それから丹羽郡、ですから大口町と扶桑町さん、そういう5市町ということでございます。

先ほどのAL Tの国籍でございます。中学校は1名ですが、イギリス、それから小学校はお2人ですが、アメリカとカナダということになっております。

○掛布委員 今年度、平成27年度までずうっとつけていた1校100万円の学校教育推進事業が消えているわけなんですけれども、あっ消えたということでは学校側はおさまらないと思うんですけれども、これについて学校側にどのような説明をされて、それに対してどういう反応が返ってきているのかということをお聞きしたいんですけれども。

○教育部長 学校推進交付金100万円でございますが、前もどこかの機会でお話させてもらったと思いますけど、それぞれ学校のほうでその100万円を使っていた中で、実際に共通している、どういう分野で使ってみえるかというのを確認したところ、Q-Uアンケートのほうで2回目を使ってみえるというような状況が確認とれましたので、それは平成28年度から予算化させてもらったと。

もう1つは、いわゆるICTの関係で、タブレットのほうも多くの学校で導入、少しですけど、数台導入された経緯もありまして、そのICTにつきましても国のほうも補助金といいますか、そういったものが出るような動きもちょっと見えますので、さらにコンピューター機器の更新も、来年度ではないんですが、迎えますので、その辺のところもタブレットの導入のほうをこれから検討していくということで、その100万円につきましても学校のほうには御理解いただいているというふうに理解しております。

○委員長 そのほかございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長 それでは、生涯学習課の所管について御説明申し上げますので、江南市一般会計予算書及び予算説明書の22ページ、23ページをお願いいたします。

生涯学習課所管の歳入でございます。

22ページ、23ページの上段、12款1項5目3節都市計画使用料でございます。23ページ上段の説明欄、生涯学習課分でございます。江南市緑地公園テニスコート使用料初め2項目でございます。

同じページの最下段、12款1項7目3節社会教育使用料でございます。公民館目的外使用料を初め、はねていただきまして25ページの上段、市民文化会館目的外使用料までの9項目でございます。同じページの中段、4節保健体育使用料でございます。生涯学習課所管分、市民体育会館使用料を初め11項目でございます。

次に、少しはねていただきまして42ページ、43ページをお願いいたします。

上段の14款2項6目2節社会教育費補助金でございます。放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

はねていただきまして46ページ、47ページの上段をお願いいたします。

15款1項1目2節使用料及び賃借料でございます。47ページの上段、生涯学習課所管分、図書館自動販売機設置場所貸付収入でございます。

その下の項目、15款1項2目1節利子及び配当金でございます。生涯学習課所管分、江南市新図書館建設事業等基金利子でございます。

同じページの最下段、16款1項3目1節社会教育費寄附金でございます。

1ページはねていただきまして48ページ、49ページをお願いいたします。

上段の17款1項1目1節特別会計繰入金でございます。生涯学習課所管分、横田教育文化事業特別会計繰入金でございます。

次にその下の項目、17款2項1目1節基金繰入金でございます。生涯学習課所管分、江南市教育文化振興基金繰入金を初め2項目でございます。

次に、2枚はねていただきまして52ページ、53ページをお願いいたします。

中段やや下、19款5項2目11節電話料収入でございます。生涯学習課所管分、公民館及び体育施設の電話使用料でございます。また少しはねていただきまして56ページ、57ページの中段をお願いいたします。19款5項2目12節雑入でございます。生涯学習課所管分、国民文化祭・あいち2016市町村事業費助成金を初め1項目でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

少し大きくはねていただきまして332ページ、333ページの下段をお願いい

たします。

8款4項4目都市公園テニスコート費でございます。334ページ、335ページの上段にかけて掲げてございます。

また少しはねていただきまして412ページ、413ページの下段から、10款4項1目生涯学習費でございます。424ページ、425ページの下段にかけて掲げてございます。

1枚はねていただきまして426ページ、427ページをお願いいたします。

10款4項2目文化交流費でございます。434ページ、435ページの上段にかけて掲げてございます。

次に434ページ、435ページの下段、10款5項1目体育費でございます。446ページ、447ページの中段にかけて掲げてございます。

続きまして、別冊の平成28年度当初予算説明資料をお願いいたします。

当初予算説明資料の43ページに新体育館建設事業の位置図を掲載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　423ページの中ほどに図書館管理運営事業ということで、この中で、当初予算の説明のときに部長さんから、図書館の基本構想策定のための講演会を開催する費用だとか、そのための委員さんの謝礼とかが入っているという説明があったんですけども、もうちょっと詳しく説明していただきたいのと、どこまで構想策定のための準備というのが進んで、いつからどんなふう動き出そうという計画にこの新年度はなっているのかということをお聞きしたいんです。

○生涯学習課長　まず、具体的な予算の科目から御説明させていただきます。423ページの図書館管理運営事業のうち、8節の報償費、講師謝礼の20万円、11節需用費のうちの消耗品費、一般事業用4万4,000円、印刷製本費の一般事業用5万4,000円、14節使用料及び賃借料のうち、講演会会場借り上げ料2万2,000円の合計32万円を予定しております。

具体的な事業の進め方ということで、平成28年度につきましては、基本構想を策定するまでに当たって、市民の方への情報の提供及び市民に向けて講演会等を実施して、広く市民の方の意見をいただく機会をつくっていききたいというふうに考えております。

- 掛布委員　　そうすると、具体的に講演会を開催しようというその会場とか講師の謝礼20万円というのが上がっているんですけど、どなたを講師に呼んでこようかなという、そんなめどぐらいつけてみえるんでしょうか。いつぐらいに講演会を開催してとかいうことはどうでしょうか。
- 生涯学習課長　　今、交渉中でございまして、先日、厚生文教委員会のほうで研修会をしていただいた猪谷千香先生をお招きして、講演会もしくは市民に向けた勉強会が開催できないかということで、先生の日程等の調整もございまして最終的な決定はまだ決まっておられませんけれども、詰めていききたいというふうに現在は考えております。
- 東猴委員　　423ページから424ページにかけての質問なのですが、図書整備事業で、425ページ、備品購入費の一般用図書とありますが、これは認識としては、図書館の中に本を買ったという認識でまず大丈夫なんでしょうか。
- 生涯学習課長　　図書館の図書購入費の一般用、大人向けですね、児童用の図書が消耗品費のほうで児童用図書ということで計上しておりますので、一般用の図書については費目としては備品購入費で計上しているということでございます。
- 東猴委員　　この一般用図書は本を購入されたということで、その図書に占める新書の割合というのわかりますか。
- 生涯学習課長　　リクエストによって、もしかすると発行年よりも古いものをリクエストされて購入するという場合があるかもしれませんが、基本的には新刊図書から選書をしているという状況でございます。
- 尾関（健）委員　　427ページに美術展事業とあるんですが、ここに審査員等のお礼とあるんですが、この審査員ですが、私が以前、議長を仰せつかっていたときに議長賞というのがあってびっくりしたんですが、この審査員というのは誰のことを言うんでしょうか。
- 生涯学習課長　　美術展の運営委員会が設置されてございまして、それとは別

に、書道、絵画、デザイン等の専門の先生に審査員をお願いしているということで、各賞、市長賞、議長賞等は、それぞれの各部門の先生にそれぞれの賞を選んでいただいているということでございます。

○掛布委員 437ページの一番上のところに、総合型地域スポーツクラブがいよいよ平成29年から立ち上がっていくということで、その設立準備の補助金ということで120万円という金額があるわけですけど、これはどうやってこういう金額に決まっているのかということをお教えいただきたいんです。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 総合型地域スポーツクラブの補助金の内訳でございますけれども、主なものについては、いろんな教室を開催します講師の謝金とか、あと会場使用料、そのほかにはクラブの教室に必要なスポーツ用具費、主なところはこういったものが120万円の内訳でございますけれども、このうち日本スポーツくじ振興センターTOTOの補助金でございますけれども、こちらは108万円をその他財源ということで確保しながら、補助金をスポーツクラブに対して支出していきたいという内容でございます。

○掛布委員 445ページの小学校プール開放事業で、これは何人かの方が本会議場で質疑されたんですけれども、ちょっと私の地元の小学校のプールということでしつこく質疑させていただきたいんですけれども、プールの開放の実費徴収金ということで12万2,000円上がっているんです、雑入に。これは幾ら取るということですか。

○委員長 50円と100円だ、小・中学生は。

○掛布委員 それとついでに、ロッカーとか貴重品入れとか、そういうものが整っていないと思うんですけれども、そういったものはどうされるのかなと。

○生涯学習課統括幹兼体育施設長 ロッカーにつきましては、現在、市民プールにあります使用できるロッカーを小学校のプールに運び込んで、プール開放期間中についてはそのロッカーの使用で会場を運営していきたいと考えております。

○委員長 そのほか質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を

終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時14分 休 憩

午後 4 時14分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第39号を挙手により採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第40号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計予算

○委員長 続きまして、議案第40号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、別冊となります特別会計のほうの予算書2ページをお願いしたいと思います。

議案第40号 平成28年度江南市国民健康保険特別会計予算でございます。

3ページから7ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書を掲げてございます。

次に、歳入でございます。

8ページ、9ページをお願いしたいと思います。

1款国民健康保険税でございます。

下段は、2款国庫支出金でございます。

はねていただきまして10ページ、11ページをお願いいたします。

中段にございます3款は療養給付費交付金でございます。

4款は前期高齢者交付金、5款は県支出金でございます。

はねていただきまして12ページ、13ページをお願いいたします。

上段にございます6款共同事業交付金、7款財産収入、8款繰入金、9款

繰越金でございます。

はねていただきまして14ページ、15ページをお願いいたします。

10款は諸収入でございます。

歳入は以上でございます、次に歳出でございます。

はねていただきまして16ページ、17ページをお願いいたします。

1款保険給付費から、ずうっと進んでいただきまして32ページ、33ページをお願いいたします。11款の予備費まででございます。

なお、当初予算説明資料の44ページから46ページにかけまして国民健康保険税現年課税分算出表を掲げてございますので、後ほど御参照いただければというふうに存じます。

説明でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしく願いを申し上げます。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　8ページで、国民健康保険税が前年度に比べて減るんですけど、これは高齢化によって減るといことなのか、ちょっとその理由だけ教えて。

○保険年金課長　今委員さんのほうからもございましたように、保険税が減少しておる主な原因でございますけれども、今、国民健康保険の被保険者の年齢別の分布といったものを見ますと、70歳から74歳が5,300人ほど見えます。65歳から69歳がやはり5,000人強お見えになるということで、これから10年間は毎年1,000人ずつ後期高齢のほうへ移っていくということがイメージされます。全体は2万5,000人でございますので、毎年これから10年間は5,000人は確実に減ります。ただ、若い人の出生だとか、社会保険から入っておみえになる、逆に外へ出ていかれる方、社会保険にいかれる方、そういった自然の増減はございますけれども、そういったことで、これからちょっと保険税のほうも数年間は減少の傾向にあるんじゃないかというふうに分析をしておるところでございます。

○牧野委員　それで、この数字には出てきてないんですが、予算書には。未収入額というのがここ数年でふえていっているのか、減っていっているのか、横ばいなのかということと、不納欠損額はもう少し落とせないものなのかと



いうことの2点を聞きたい。

- 保険年金課長 未収入の部分ということで、滞納繰越額ということで申し上げますと、平成25年度から申し上げますと19億円、済みません、概算でちょっと申し上げます。平成25年度が17億9,000万円、平成26年度が16億2,000万円、平成27年度が14億6,000万円ということで、年々減少の傾向にはあるということでございます。

収納率のほうも、わずかではあります但微増ということで、上がる傾向にはあるということでございますけれども、不納欠損も実際にはふやしておることで滞納繰越額が減っておるということも言えると思っておりますので、今後、さじかげんといえますか、そういったことがなかなか難しいのでお答えしづらいですけれども、そういった状況にあります。

- 掛布委員 牧野委員も言われたんですけれども、保険税収入が前年度予算に比べて1億7,000万円ほど減っていて、保険給付費はさらに3億4,700万円減っているということは、出の減り方のほうが大きいので、国保会計としては、ちょっと苦しい、ずうっと苦しいんですけど、ちょっと苦しさの中にも光が見えてきたのかなという気はせんでもないんですけども、そんな認識でよかったですか。

- 保険年金課長 今後の見通しというふうに受けとめさせていただきますと、例えば平成27年度で申し上げますと、歳入歳出の余剰金といったものを約4億9,000万円ほど見込んでおります。4億9,000万円ほど入のほうが大きくなると見込んでおります。しかしながら、こちらの平成28年度の予算を見ていただきますと、12ページでございます。既に4億8,000万円ほどの剰余金を見越して3億3,338万円を予算計上しておるというところでございます、平成28年度の留保財源は約1億5,000万円ほどになるかという見込みでおります。

ただ、今現在、インフルエンザの流行などによって今後医療費がということでございますので、決して1億5,000万円あっても油断はできない、安心はできないという状況でございますので、平成30年度の都道府県との共同運営に向けて、何とかそこまでは値上げをしないように頑張っておることをしていただけたらなというふうに考えておるところでございます。

○掛布委員 29ページの真ん中辺ですけれども、データヘルス推進事業というのがあって、先月ですか国保の運営協議会があって、ちょっと傍聴したかったんですけどできなくて、そこでたしか議題としてデータヘルス計画と国保税の減免規定の改定というのがあったんです。そのデータヘルス計画というのはもうでき上がって、この平成28年度からそれに基づいて実施していくということなんでしょうか。その内容というのがどこにも見せてもらってないものだから、どんなものをつくって何をやろうとしているのかというのが、申しわけない、不勉強でさっぱりわからない。国のいわゆる都道府県単位化ということの中で、とにかく医療費を減らせという圧力がすごくあって、本当に減らさないところに対しては競争で減らさせられる、その準備が着々と進んでいるんじゃないかなという気がして、このデータヘルス計画というのに基づいてどういうことをやっていくのかということをお願いしたいんです。

○保険年金課長 実は、この後の委員協議会のほうで少し概要をとということでお示しできたらというふうに考えておったところでございます。

今回の計画の特徴といたしましては、特定健康診査の結果ですとか、通常のかかっっておみえになる医療のデータなどを分析しまして、江南市の国保の方の健康に関する課題ですとか健康に関する傾向をつかんで、対応して、最終的には医療費の抑制ですし、御本人さんたちの健康維持につなげていきたいといったものということで、また少し後ほど御紹介をさせていただくんですが、ここで29ページにございますデータヘルス推進事業というのは、その中の一つ新しく取り組みたいと考えておる事業でございます。例えば、特定健康診査の結果で高血圧だよと診断されます。それから、血糖値が高いよと、お医者さんがその数値を見て判断されます。それで、お医者さんにかかったほうがいいよと。ちょっと高いぐらいじゃなくて、もう本当にお医者に行かなきゃいけないレベルだよという数値が出ておるにもかかわらず医療機関にかかっっておみえにならない、そういった方が平成26年度の特定健康診査の分析をした結果2,000人ぐらいお見えになるよということがわかりました。

ということで、こちらに掲げておる郵便料の19万7,000円というのは、今

度、特定健康診査のデータを分析して、血糖値が高いよ、血圧が高いよという方で医療機関に行かれない方に、病院にかかってくださいよ、ちょっとそこら辺の投げかけの文章というか、言葉はどうするかまだ決めておりません。なかなか難しい部分だと思いますけれども、そういったことで医療機関に早目に行っていただく、早く手当てをしていただくと。そういったことで健康、それから医療費の抑制につなげていこうというのが一つ、今、データヘルス計画の取り組みの一つを御紹介させていただきましたけれども、そういったことでいろいろやっていきたいと考えておりますので、また後ほど概要版を使って御説明させていただきますので、お願いをしたいと思います。

○掛布委員 特定健康診査を受けた方の医療データというのを市が持っているというのはわかるんですけども、その人がそれを見て医者にかかったかどうかも把握しちゃうわけですか、そうすると。それで、この人はまだ医者に行っていないから、早く行きなさいよという通知をします。そこまでつかめるのか。

○保険年金課長 そうですね。今、レセプトといいまして、病院の診療の内容も電子データ化されました。特定健康診査のそういったものも電子データ化されて、それをぶつけて、今委員がおっしゃられたように、医療機関にかからなければいけない数値にもかかわらず、かかっていないといったものがわかるようになりまして、そういった方にも積極的に医療機関に行ってくださいという取り組みをやっていかなければいけないのかなという、そういうところまで来ておるのかなという認識でおります。

○掛布委員 さっきちょっと言いかけた、国保の運営協議会の中で国保税の減免規定を改めたということなんですけど、それはどういう内容で改められたということを教えていただけますか。

○保険年金課長 これは実は減免規定の改定ではなくて、税の計算上、7割・5割・2割の軽減がありますけれども、5割と2割の方の金額が、対象となる計算に用いられる金額が上乘せになったというか、軽減が広がったということでございますので、こちらにつきまして運営協議会で御紹介をさせていただきますまして、3月の末に恐らく国会のほうを通るということで、4月以降に議会のほうで条例改正等をまたお願いすることになるかと思っております。

で、よろしく申し上げます。

○牧野委員　　今、国民健康保険を払わなきゃならないんだけど、非課税でなくて、払っていない人は何人いるんですかね、市民で。

○保険年金課長　　ちょっと人数では把握はしていませんし、収納課のほうでできるかどうかちょっとわかりませんが、収納率で申し上げますと平成26年度で92.1%ということになりますので、7.9%の滞納があるということになります。ただ、これが何人でということにはわかりませんので、申し上げます。

○牧野委員　　それは、払わなきゃならん人だけど、7.9%が払ってないというふうに考えればいいのか。

○保険年金課長　　現年課税分という条件をつけるのを忘れておりましたが、現年度でお願いしたものに対して92.1%収入されますので、残りの7.9%が納められずにあるということになります。

○委員長　　そのほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それでは、質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時32分　　休　憩

午後 4 時35分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第40号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 4 時36分　　休　憩

午後 4 時39分　　開　議

○委員長　　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日はこれにて散会をしたいと思っておりますけれども、議案も残っておりますけれども、委員会はこの程度にとどめまして、明日午後3時から委員会を行いたいと思いますので、また皆さん、よろしくお願いを申し上げます。  
本日はこれにて散会をいたします。

午後4時40分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 野下達哉